



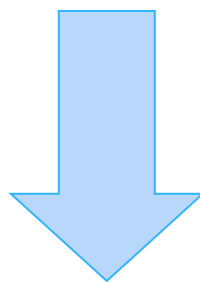
EPA原産地規則・入門編 ～食品の輸入の事例で考える～



大阪税関 業務部
原産地調査官部門

本研修の目的

- EPAとは何か（特に輸入について）を理解する。
- **EPAにおける原産地規則**の基本的事項を、食品の輸入事例を通じて理解する。



EPA税率活用の更なる推進及び適正な輸出入申告

【補足】

一般の税率より低い税率が適用される制度のことを「**特惠関税制度**」と言い、経済連携協定（EPA）に基づくものと、関税暫定措置法に基づくもの（一般特惠関税（GSP））があります。

本研修においては、EPAに基づく特惠税率について説明することとし、特にこれを「**EPA税率**」と呼ぶこととします。

本日の説明事項

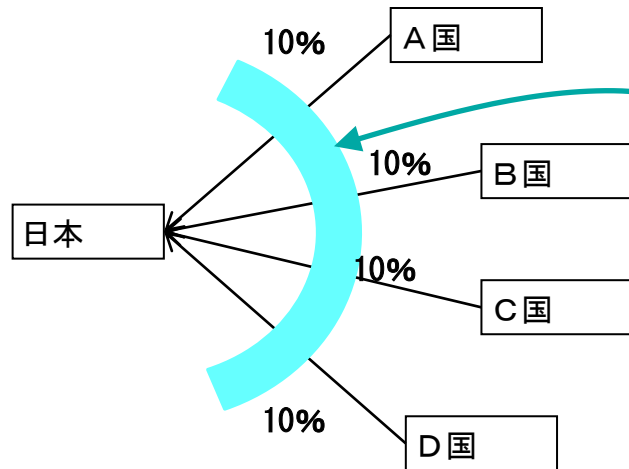
1. EPAの概要について
2. EPA税率を適用するには？
～食料品を輸入するケースで考えよう～
3. 原産地証明書・原産品申告書の記載事項
4. ケーススタディ（復習）

（注）入門編として内容を平易にするために、条文・法令等の文言とは異なる部分や、説明及び用語の定義を簡略化したところがあります。また、関税率、関税分類、材料及び製造工程等が実際とは異なる場合があります。実際の輸入に当たっては、関税率等を必ずご確認ください。

1. EPAの概要について

EPAとは何か？

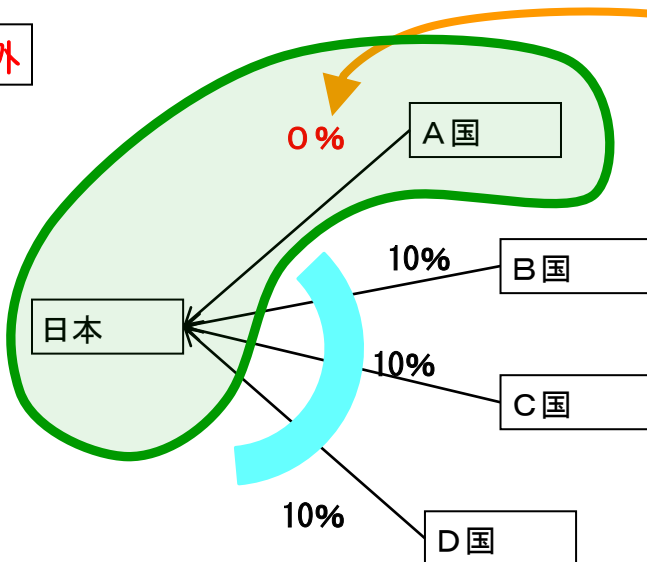
WTO協定の下での原則＝最恵国待遇 (Most-Favoured Nation Treatment)



WTO加盟国である場合、すべての国の産品に対して同じ関税率を適用しなければならない。

MFN税率と呼ばれます。

例外



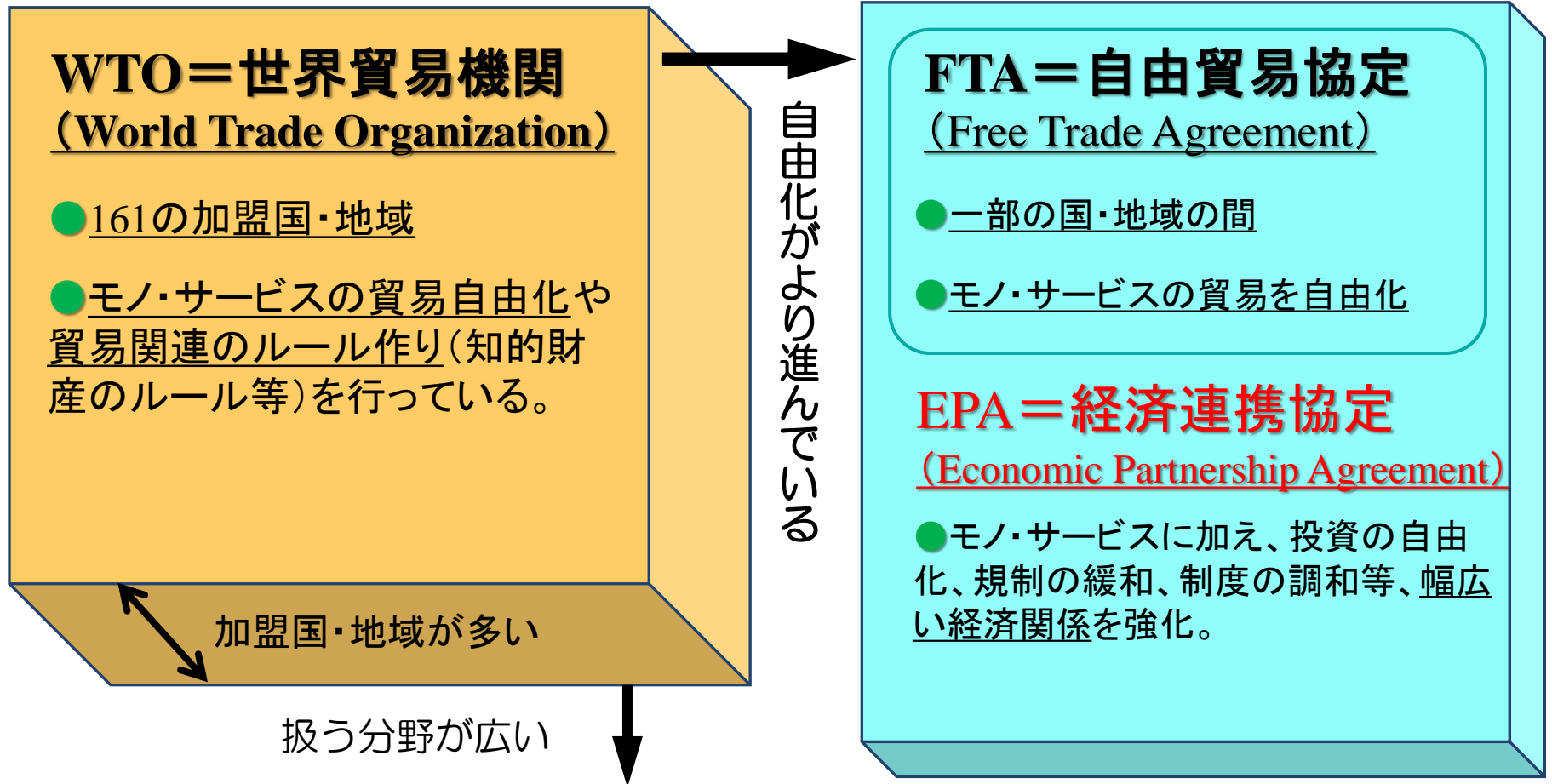
A国の産品に対しては、MFN税率よりも低い関税率を適用することが、WTO協定において一定の条件の下で許容されている。

WTO協定に整合するFTA (Free Trade Agreement＝自由貿易協定) を締結すること

(注) なお、我が国では貿易の自由化に加え、投資保護、知的財産保護、競争政策におけるルール作り等の貿易関連非関税分野についても対象とするものを特にEPA (Economic Partnership Agreement＝経済連携協定) と呼んでいます。

EPAの概要

WTOとEPA/FTAの関係



EPA税率のメリットは？

オーストラリア



冷蔵牛肉



生産



関税率

通常：38.5%

EPA：
31.5%※

課税価格
¥1,000,000
の場合…

関税：¥385,000

EPA【日豪】を適用した場合

関税：¥315,000

¥70,000の関税が削減

日本





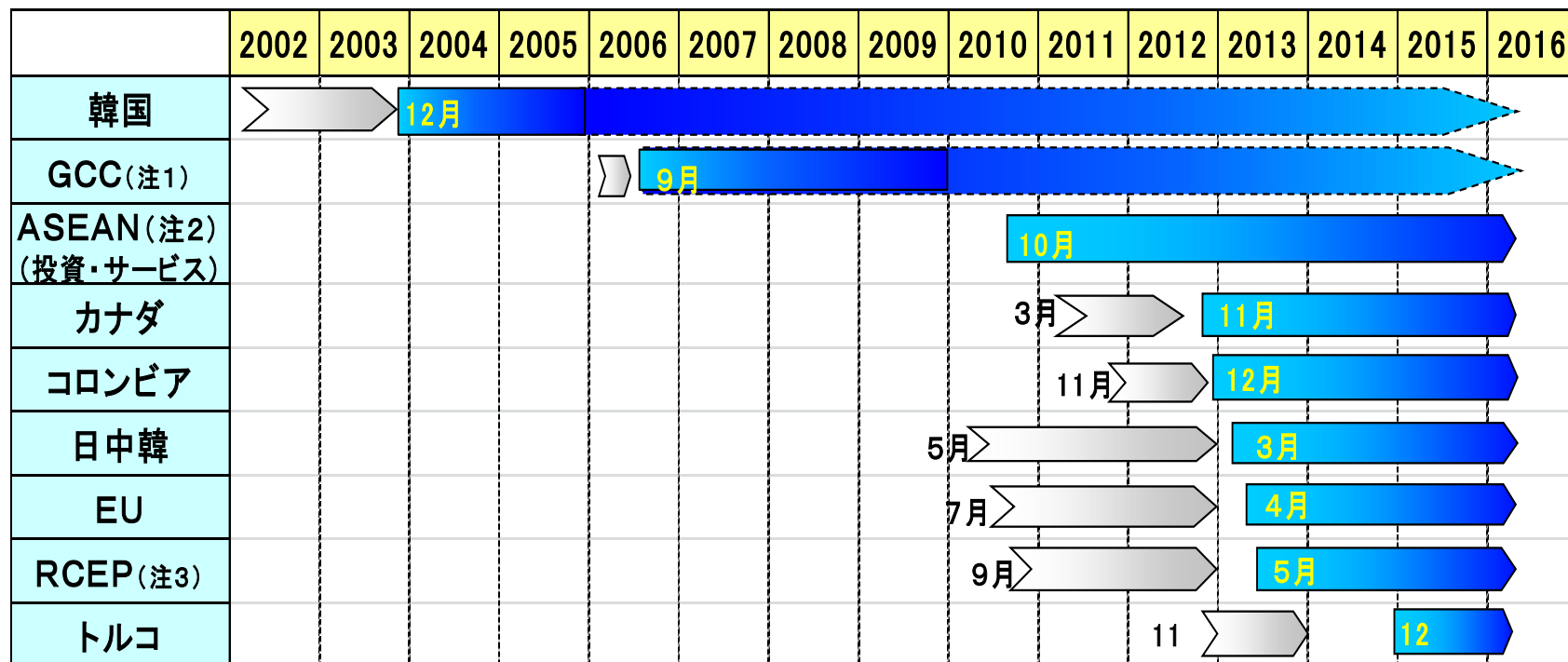
EPA締約相手国の物品に係る関税が削減！

メリット：他国の産品に適用される税率よりも**低い税率（特惠税率）**が適用

※ 2015年4月1日の税率

各国との交渉中EPAの進捗状況 (2016年2月時点)

 : 共同研究等
 : 交渉



※発効又は署名済みEPA

| | | | |
|-------------|------------------------|---------|------------------|
| シンガポール | 2002年11月発効 (2007年9月改定) | フィリピン | 2008年12月発効 |
| メキシコ | 2005年 4月発効 (2012年4月改定) | スイス | 2009年 9月発効 |
| マレーシア | 2006年 7月発効 | ベトナム | 2009年10月発効 |
| チリ | 2007年 9月発効 | インド | 2011年 8月発効 |
| タイ | 2007年11月発効 | ペルー | 2012年 3月発効 |
| インドネシア | 2008年 7月発効 | 豪州 | 2015年 1月発効 |
| ブルネイ | 2008年 7月発効 | モンゴル | 2015年 2月署名 (未発効) |
| ASEAN(物品貿易) | 2008年12月発効 | TPP(注4) | 2016年 2月署名 (未発効) |

(注1) GCC(湾岸協力理事会) : アラブ首長国連邦、オマーン、カタール、クウェート、サウジアラビア、バーレーン(計6か国) ; 2009年以降、交渉延期

(注2) ASEANとの日ASEAN包括経済連携協定は、物品貿易については署名・発効済(インドネシアとの間では未発効)であるが、投資・サービスについては、2010年から交渉中。

(注3) RCEP(東アジア地域包括的経済連携) : ASEAN加盟国(インドネシア、カンボジア、シンガポール、タイ、フィリピン、ブルネイ、ベトナム、マレーシア、ミャンマー、ラオス)、日本、中国、韓国、豪州、ニュージーランド、インド(計16か国)

(注4) TPP(環太平洋パートナーシップ) : シンガポール、ニュージーランド、チリ、ブルネイ、米国、豪州、ペルー、ベトナム、マレーシア、カナダ、メキシコ、日本(計12か国)

EPA税率の例

EPAでは、締約国の間で、輸入についても輸出についても、一般的な関税率よりも**低い関税率を適用**することが認められています。

輸入の例

| 輸出国 | 商品例 | 通常 の税率 (MFN税率) | WTO税率 EPA税率 |
|--------|------------|----------------------|----------------|
| メキシコ | インスタントコーヒー | 8.8% | 0% |
| タイ | 貴金属製アクセサリー | 5.4% | |
| | エビの調製品 | 5.3% | |
| インドネシア | 冷凍エビ | 1.0% | |
| ベトナム | スーツ（織物製） | 9.1% | |

表：EPAによって関税が免除される例（JETROパンフより）

例えば…

EPAを利用して**タイ**からエビの調製品を1,000万円分日本に輸入した場合、
通常
の税率（MFN税率）の場合：1,000万円×5.3%=53万円
日タイEPA税率を利用する場合：**1,000万円×0%=0円**



EPAを利用すると、**53万円**の関税が免除される。

では、どうしたらEPA税率を利用できるのでしょうか？
次のスライドで条件を確認します。



EPA税率適用のための条件

①輸入される製品に関し、**特恵税率が設定**されていること（EPA税率の場合、協定の譲許表）

②生産された貨物が、「原産品」と認められること(=原産地基準を満たしていること)

→この原産地基準を満たしていることを証明する書類が「**原産地証明書**」

③運送の途上で「原産品」という資格を失っていないこと(=積送基準を満たしていること)

→この「積送基準」を満たしていることを証明する書類が「**運送要件証明書**」（通し船荷証券の写し等）

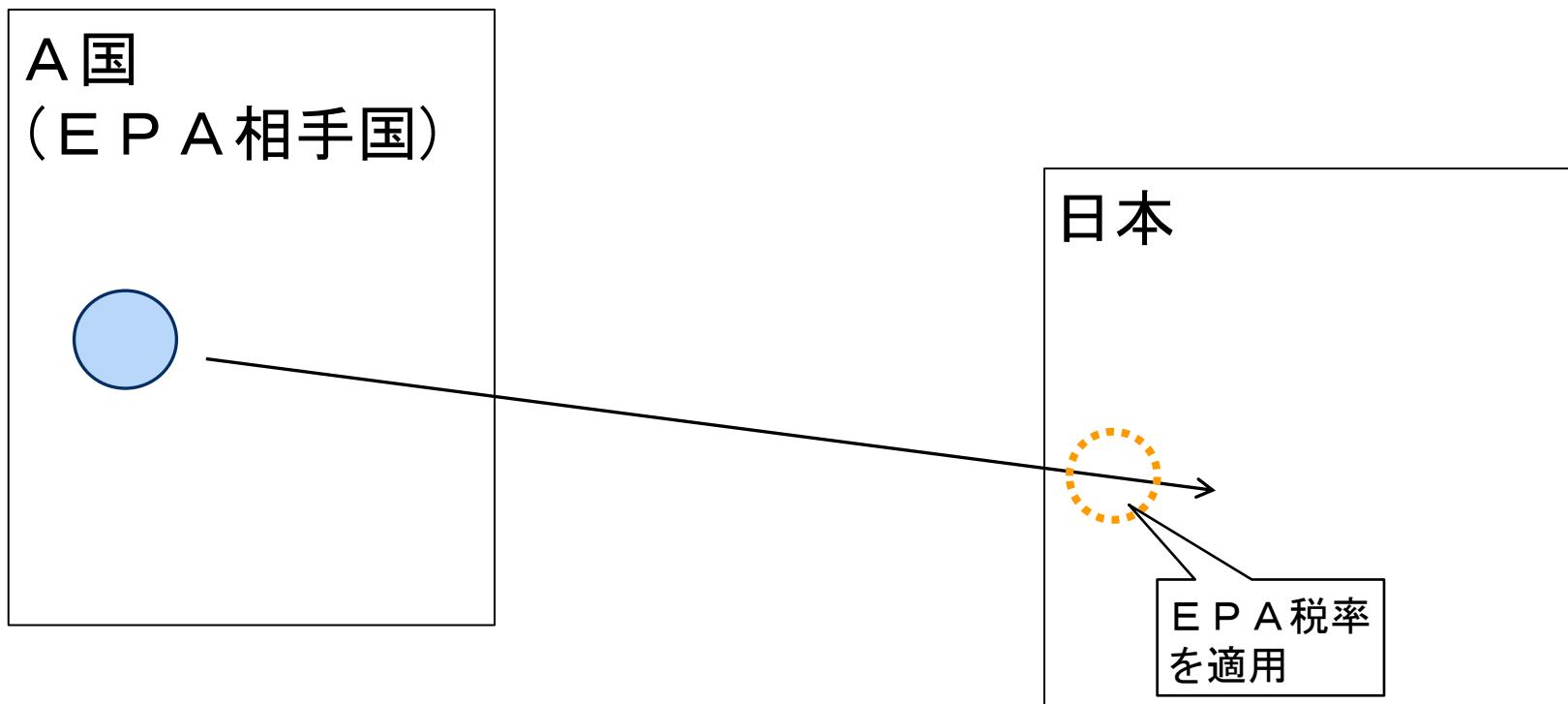


原産地規則の必要性

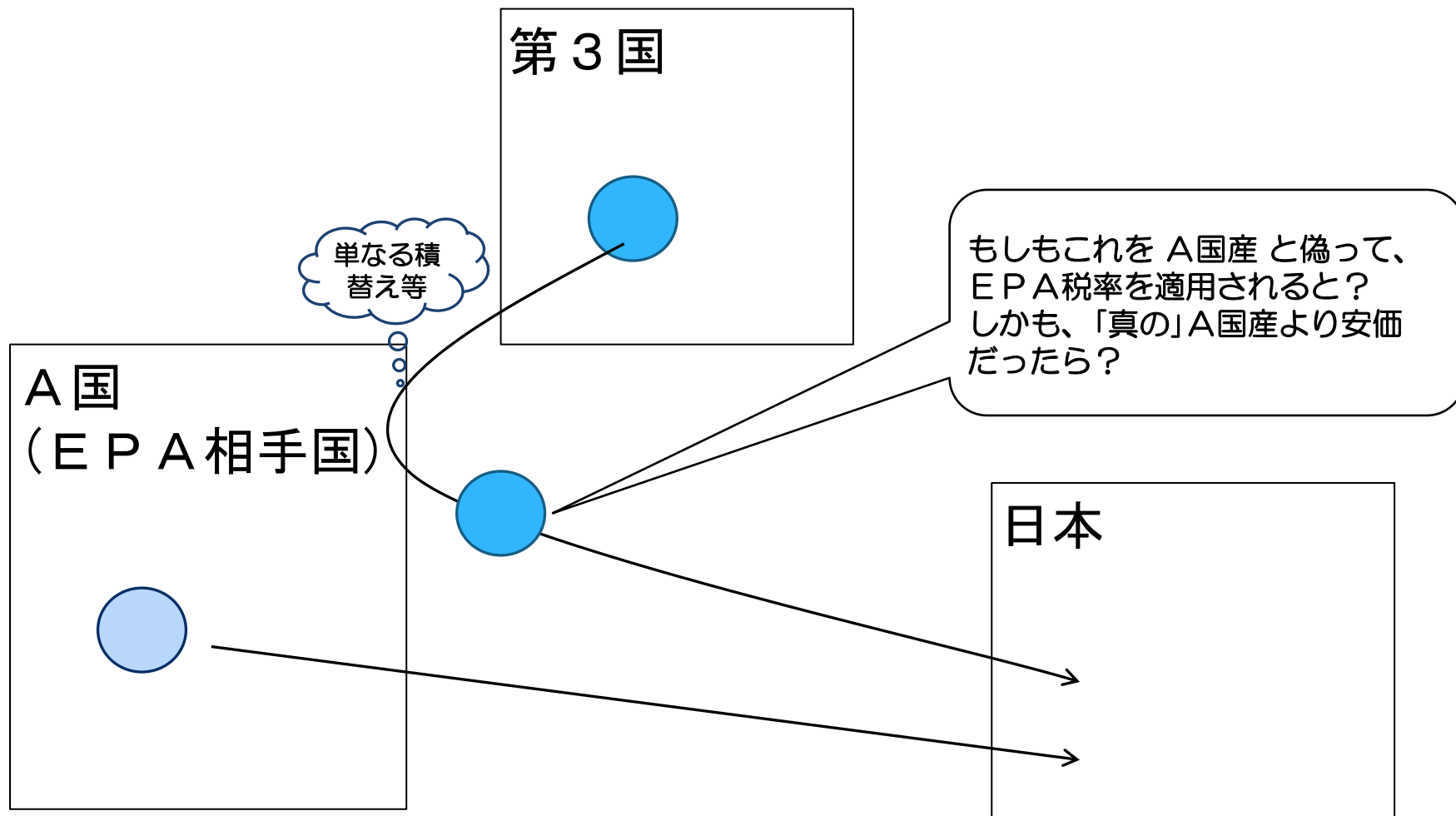
EPAは、国と国との間の経済的な結び付きを強化しようというもの

⇒お互いの国民の利益となることが必要

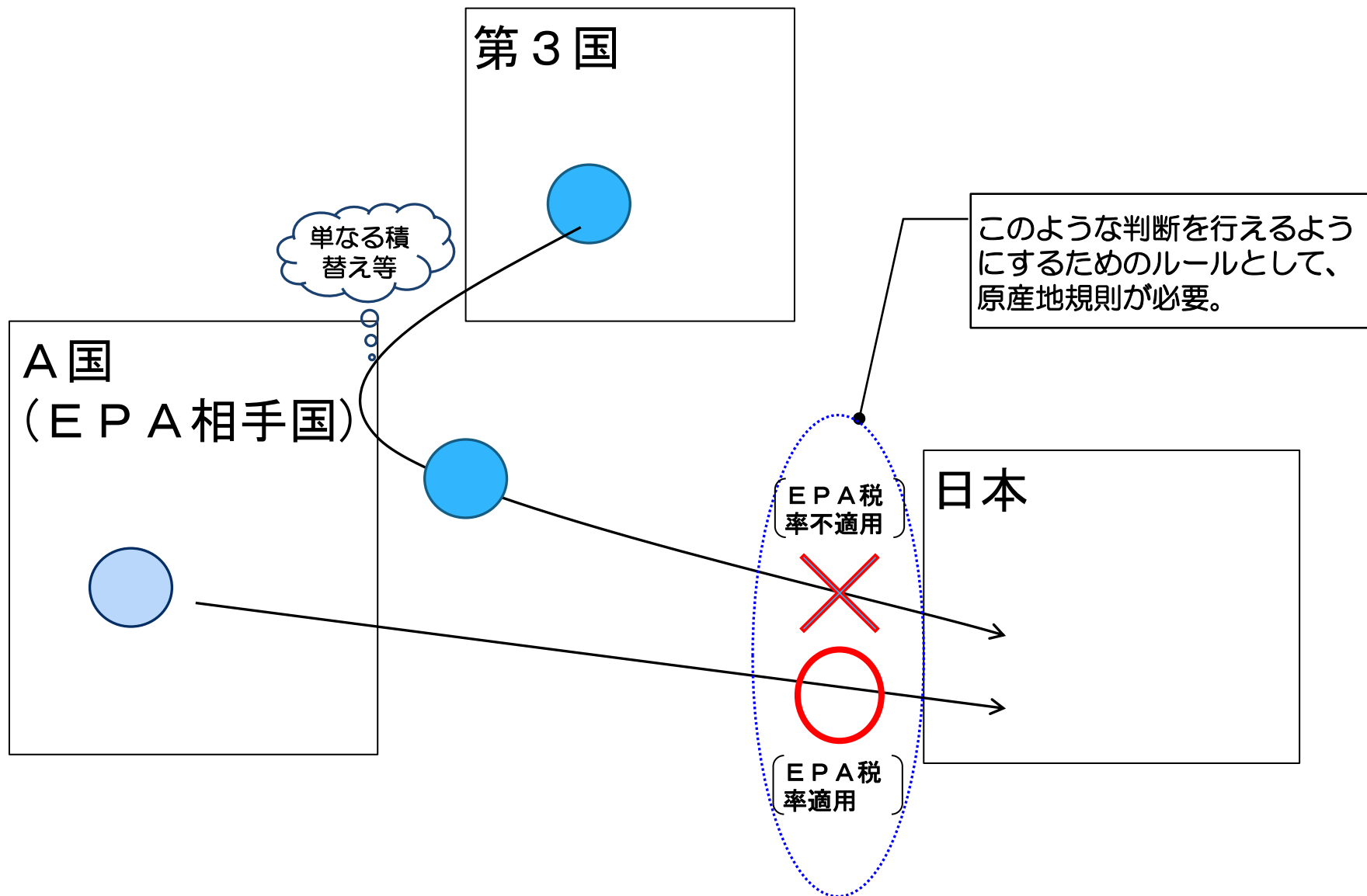
⇒EPA締約国において、”本当に生産された”(又は、”これぐらいであればEPAに基づく利益を与えても差し支えないと認められる程度の生産がされた”)製品に対してのみEPA税率を適用することが必要。



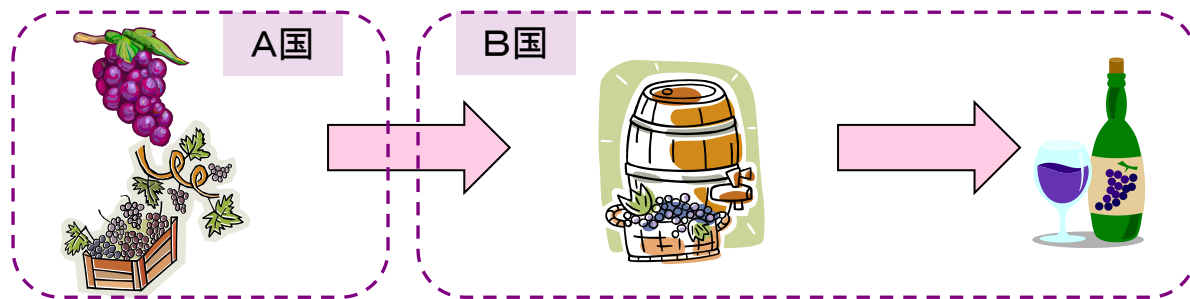
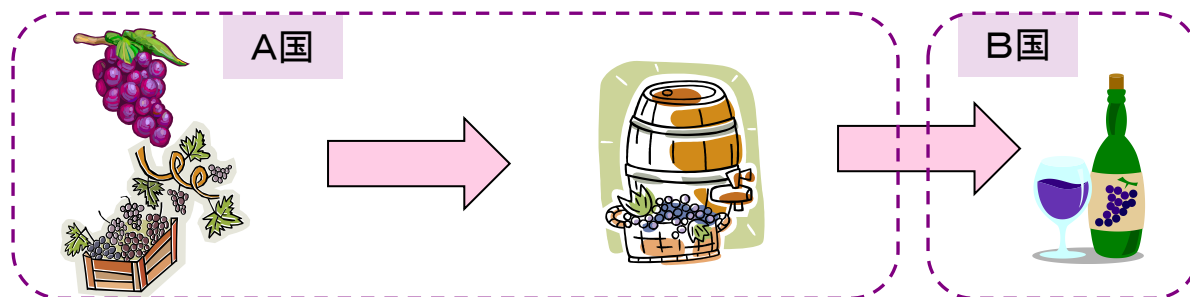
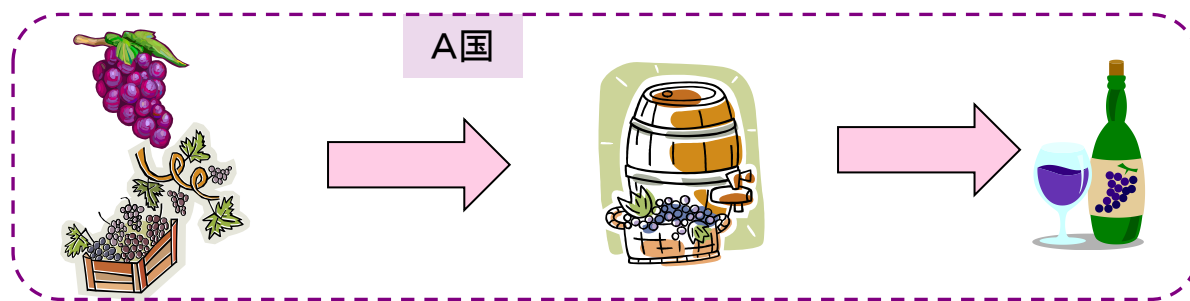
原産地規則の必要性



原産地規則の必要性



EPA税率を適用する相手国の産品とは？ — 原産地基準の必要性 —



ぶどうを収穫

醸造

ビン詰め

相手国から輸入されたワインといっても、材料や製造工程に着目するといろいろなものがある。



EPAによる特惠税率の対象となる**相手国のワイン**とは何か決めておく必要がある。



原産地基準を定め、原産地基準を満たす原産品のみを特惠税率適用の対象とする。

2. EPA税率を適用するには？ ～食料品を輸入するケースで考えよう～

実際の輸入を想定した事例の検討

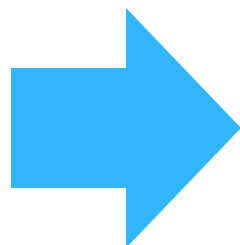
- 輸入者税関商事(株)は日オーストラリアEPAを利用してオーストラリアからワインを輸入する予定です。
- このワインについて、EPA税率を適用して輸入することが可能かどうか検討してみましよう！

ワイン（第22.04項）【日オーストラリアEPA】

オーストラリアで生産するワイン（HS番号※は2204・21-020と仮定します。）を、EPA税率を適用して輸入したい。EPA税率の適用の可否について、どのように判断すればよいか？

材料

- オーストラリア産
ぶどう
(HS番号:第08.06項)
- アメリカ産
酸化防止剤
(HS番号:第28.32項)



製造国 オーストラリア



ワイン
(HS番号:2204.21-020)

※HS番号については後ほどのスライドでご説明します。

EPA税率適用のための条件

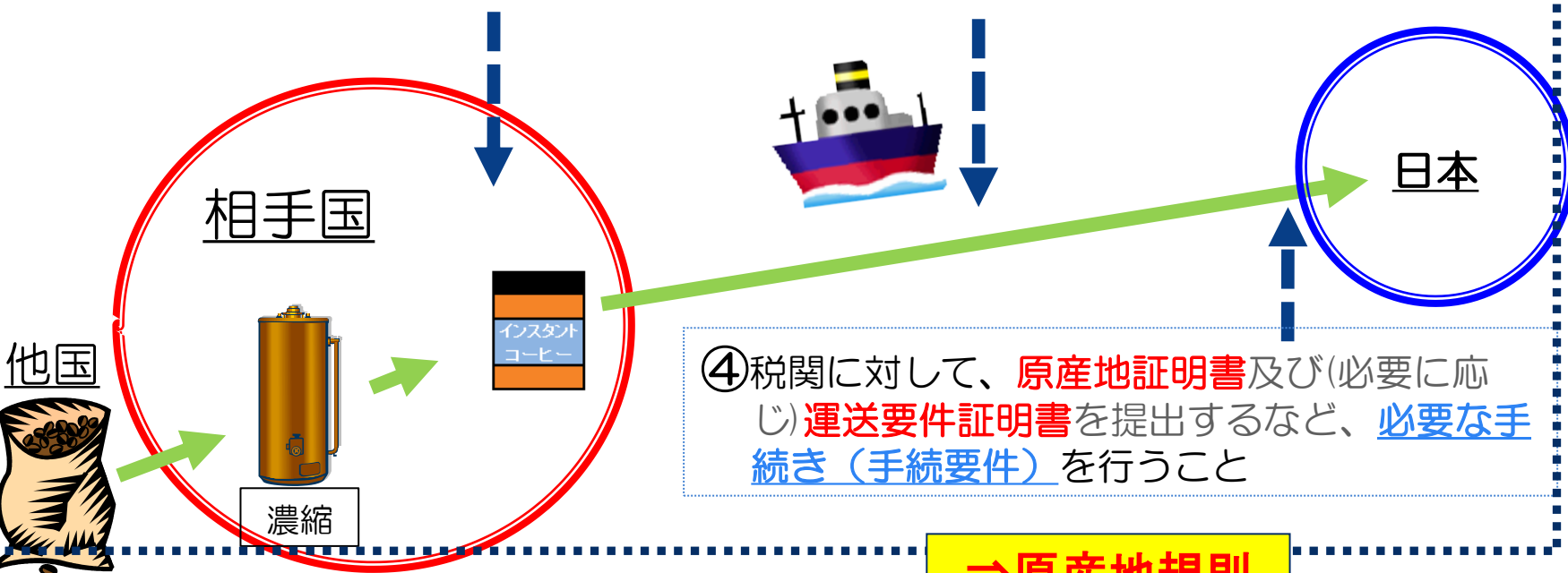
① 輸入される製品に関し、**特惠税率が設定**されていること（EPA税率の場合、協定の譲許表）

② 生産された貨物が、「原産品」として認められること(=原産地基準を満たしていること)

→この原産地基準を満たしていることを証明する書類が「**原産地証明書**」

③ 運送の途上で「原産品」という資格を失っていないこと(=積送基準を満たしていること)

→この「積送基準」を満たしていることを証明する書類が「**運送要件証明書**」（通し船荷証券の写し等）



⇒**原産地規則**

EPA税率適用の条件① 特恵税率の設定があること

(対象国との間でEPAが発効しているか?)

アセアン締約国
10カ国 (含日本)

2国間、アセアン適用可能

シンガポール

ブルネイ

マレーシア

タイ

2国間、アセアン、
GSP対象国

フィリピン

ベトナム

LDC : アセアン、
GSP対象国

ミャンマー

カンボジア

ラオス

2国間、GSP対象国

2国間のみ適用可能

スイス

オーストラリア



GSP受益国
144カ国

メキシコ

チリ

インド

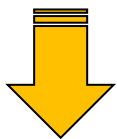
ペルー

インドネシア
(日アセアンEPA未発効)

(2016年3月現在)

EPA税率適用の条件① 特恵税率の設定があること
(取引対象品目のHSを確認し、EPA税率の対象か、現状の関税率より低いかを確認)

* HS番号 (HSコード、関税分類番号) の確認方法



具体的には ? ? ? ?

- 過去に輸出入実績があれば、許可された輸出入申告書に記載されているHS番号を調べる。
- 税関の『関税率表解説・分類例規』で調べる。
<http://www.customs.go.jp./tariff/kaisetu/index.htm>
- 近隣の税関（業務部関税鑑査官）に問い合わせる。
- （輸出の場合）輸入者を通じて輸入国の税関に問い合わせる。

特惠税率（EPA税率）の確認（輸入）

WTO税率

EPA税率

第2部 植物性生産品
第9類 コーヒー、茶、マテ及び香辛料

| 統計番号 Statistical code | | 品名 Description | 関税率 Tariff rate | | | | 関税率（経済連携協定） Tariff rate(EPA) | | | | | | | | |
|--------------------------|-----|--|--------------------|-----------------|--------------|-----------|---------------------------------|---------------------|----------------|-------------------|-------------|----------------|---------------------|----------------|---------------|
| 番号 H.S. code | | | 基本 General | 暫定 Temporary | WTO協定 WTO | 特惠 GSP | 特別特惠 LDC | シンガポール Singapore | メキシコ Mexico | マレーシア Malaysia | チリ Chile | タイ Thailand | インドネシア Indonesia | ブルネイ Brunei | アセアン ASEAN |
| 09.02 | | 茶（香味を付けてあるかないかを問わない。） | | | | | | | | | | | | | |
| 0902.10 | 000 | 緑茶（発酵していないもので、正味重量が3キログラム以下の直接包装にしたものに限る。） | 20% | | 17% | | 無税 | 7.4% | | 6.4% | 3.1% | 7.4% | 8.5% | 8.5% | 8.5% |
| 0902.20 | | その他の緑茶（発酵していないものに限る。） | | | | | | | | | | | | | |
| | 100 | 1 くず（飲用に適するものを除く。） | 無税 | | （無税） | | | 無税 | 無税 | 無税 | 無税 | 無税 | 無税 | 無税 | 無税 |
| | 200 | 2 その他のもの | 20% | | 17% | | 無税 | 7.4% | | 6.4% | 3.1% | 7.4% | 8.5% | 8.5% | 8.5% |
| 0902.30 | | 紅茶及び部分的に発酵した茶（正味重量が3キログラム以下の直接包装にしたものに限る。） | 20% | | | | 無税 | | | | | | | | |
| | 010 | 一 紅茶 | | | 12% | | | 2.2% | | 1.1% | 2.2% | 2.2% | 3.3% | 3.3% | 3.3% |
| | 090 | 一 その他のもの | | | 17% | | | 7.4% | | 6.4% | 3.1% | 7.4% | 8.5% | 8.5% | 8.5% |
| 0902.40 | | その他の紅茶及び部分的に発酵した茶 | | | | | | | | | | | | | |
| | 100 | 1 くず（飲用に適するものを除く。） | 無税 | | （無税） | | | 無税 | 無税 | 無税 | 無税 | 無税 | 無税 | 無税 | 無税 |
| | 210 | (1)紅茶 | 5% | | 3% | 2.5% | 無税 | 無税 | | 無税 | 無税 | 無税 | 無税 | 無税 | 無税 |
| | 220 | (2)その他のもの | 20% | | 17% | | 無税 | 7.4% | | 6.4% | 3.1% | 7.4% | 8.5% | 8.5% | 8.5% |
| 09.03 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 0903.00 | 000 | マテ | 20% | | 12% | 6% | 無税 | 2.2% | | 0.5% | 1.1% | 1.1% | 1.6% | 3.3% | 3.3% |

号
項
類
HS 0902.10-000

（税関ホームページ 実行関税率表）

<http://www.customs.go.jp/tariff/>

物品を日本に輸入する場合のEPA税率は、税関のホームページの「実行関税率表」で調べることができます。 ⇒ 「実行関税率表」で検索！

特惠税率（EPA税率）の確認（輸入）

HS:2204.21

| 統計番号 Statistical code | | 品名 Description | 関税率 Tariff rate | | | | |
|--------------------------|---------------|---|--|--------------|---|-------------|----|
| 番号 H.S. code | 基本 General | | 暫定 Temporary | WTO協定 WTO | 特惠 GSP | 特別特惠 LDC | |
| 22.04 | | ぶどう酒（強化ぶどう酒を含むものとし、生鮮のぶどうから製造したものに限り。）及びぶどう搾汁（第20.09項のものを除く。） | | | | | |
| 2204.10 | 000 | スパークリングワイン | 201.60円/ℓ | | 182円/ℓ | 145.60円/ℓ | 無税 |
| | | その他のぶどう酒及びぶどう搾汁でアルコール添加により発酵を止めたもの | | | | | |
| 2204.21 | | 2リットル以下の容器入りにしたもの | | | | | |
| | 010 | 1 シェリー、ポートその他の強化ぶどう酒 | 123.20円 | | 112円/ℓ | | 無税 |
| | 020 | 2 その他のもの | 21.3%又は156.80円/ℓのうちいずれか低い税率 ただしその税率が93円/ℓを下回る場合は93円/ℓ | | 15%又は125円/ℓのうちいずれか低い税率 ただしその税率が67円/ℓを下回る場合は67円/ℓ | | 無税 |

日オーストラリア
EPA

74.6円/ℓ
11.3%（その率が125円/ℓの従量税率より高いとき又は50.25円/ℓの従量税率より低いときは、それぞれ当該従量税率）

(2016年3月現在)

EPA税率適用のための条件

① 輸入される製品に関し、**特惠税率が設定**されていること（EPA税率の場合、協定の譲許表）

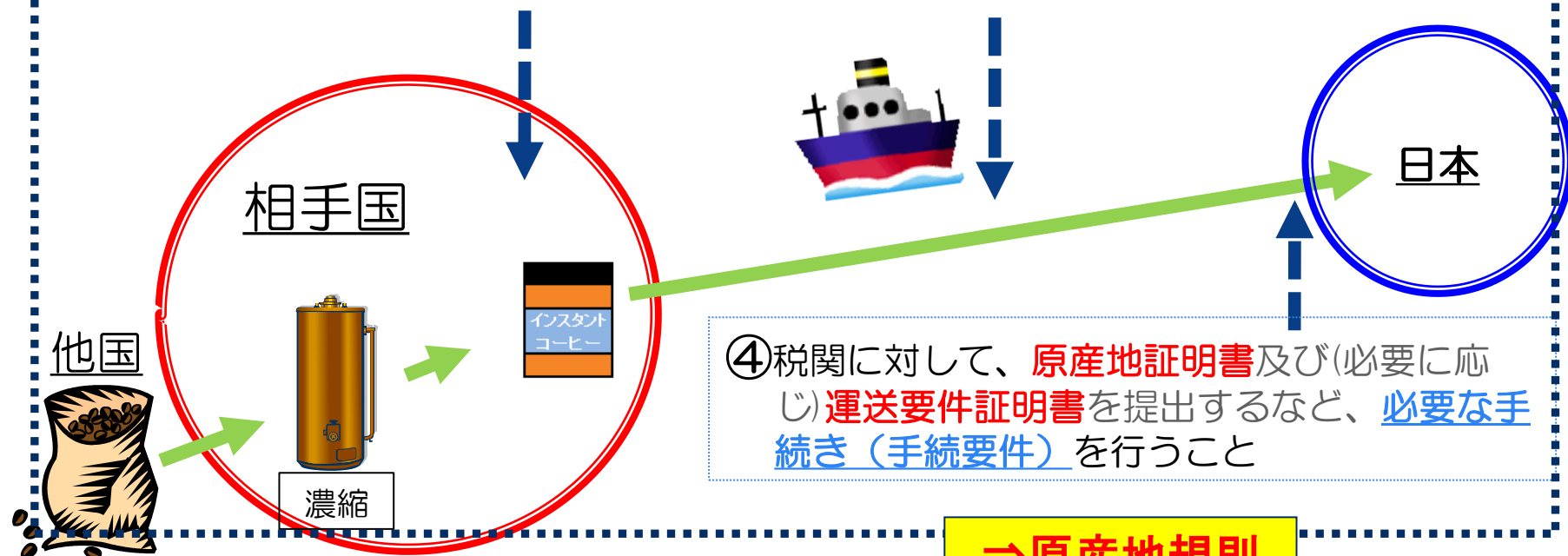
② 生産された貨物が、「原産品」とであると認められること(=原産地基準を満たしていること)

→この原産地基準を満たしていることを証明する書類が「**原産地証明書**」

③ 運送の途上で「原産品」という資格を失っていないこと(=積送基準を満たしていること)

→この「積送基準」を満たしていることを証明する書類が「**運送要件証明書**」（通し船荷証券の写し等）

④ 税関に対して、**原産地証明書**及び(必要に応じ)**運送要件証明書**を提出するなど、必要な手続き（手続要件）を行うこと



⇒原産地規則

3種類の内産品

- 完全生産品
- 内産材料のみから生産される産品
- 実質的変更基準を満たす産品

【参考】 日アセアン包括的経済連携協定 第24条 内産品

この協定の適用上、次のいずれかの産品であって、この章に規定する他のすべての関連する要件を満たすものは、締約国の内産品とする。

- (a) 当該締約国において完全に得られ、又は生産される産品であって、次条に定めるもの
- (b) 非内産材料を使用する場合には、第26条に定める要件を満たすもの
- (c) 一又は二以上の締約国の内産材料のみから当該締約国において完全に生産される産品

【3種類の原産品】

1 完全生産品

その「生産」に1カ国のみが関与する（＝「生産」が1カ国で完結している）産品

タイプ1：農水産品、鉱業品の一次産品

タイプ2：くず、廃棄物やそれらから回収される物品

タイプ3：完全生産品のみから生産される物品

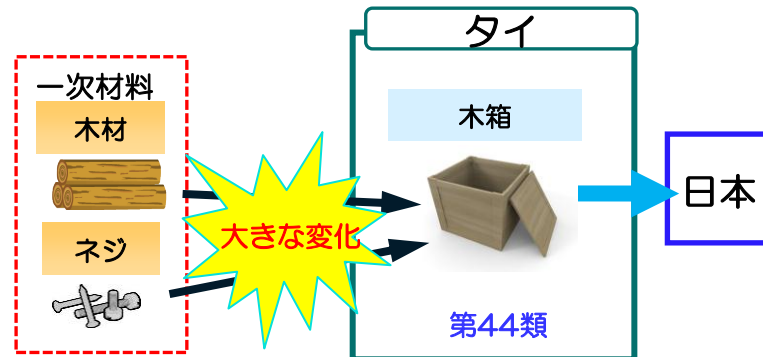
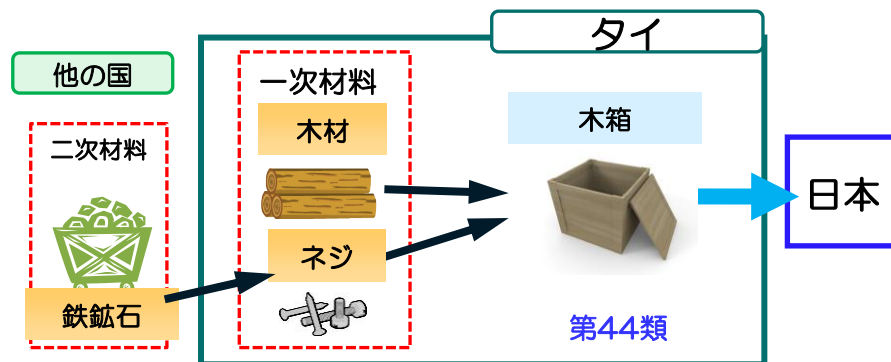
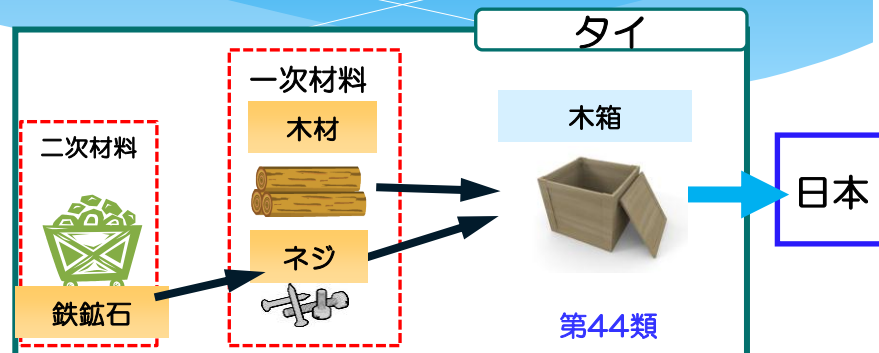
2 原産材料のみから生産される産品

生産に使用された材料はすべて原産材料であるため、外見上は1カ国*で生産・製造が完結しているように見えるが、実際には他の国の材料(非原産材料)を使用しているもの

(*日アセアンEPAの場合は、1又は2以上の締約国)

3 実質的変更基準を満たす産品

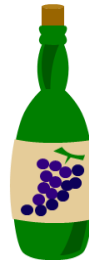
使用された非原産材料に加工等を加え、「**実質的変更**」(＝大きな変化)をもたらしたことにより原産品となるもの



ワイン（第22.04項）【日オーストラリアEPA】

日オーストラリアEPA上の
の原産品？

オーストラリア



ワイン
(第22.04項)

ぶどう
(第08.06項)



原産材料

アメリカ産
酸化防止剤
(第28.32項)

非原産材料

非原産材料を使用

×完全生産品
×原産材料のみから生産される製品

実質的変更基準を満たす製品である
かどうか検討

品目別規則を確認

実質的変更基準の種類

•「大きな変化」＝「実質的変更」を判断するための基準は、3つ存在する。

- (1) 関税分類変更基準 (大きな変化＝分類の変更がおこっている)
- (2) 付加価値基準 (大きな変化＝十分な価値が付加)
- (3) 加工工程基準 (大きな変化＝変化をもたらす加工の指定)



各EPAごと、HS番号ごとに基準が定められている。

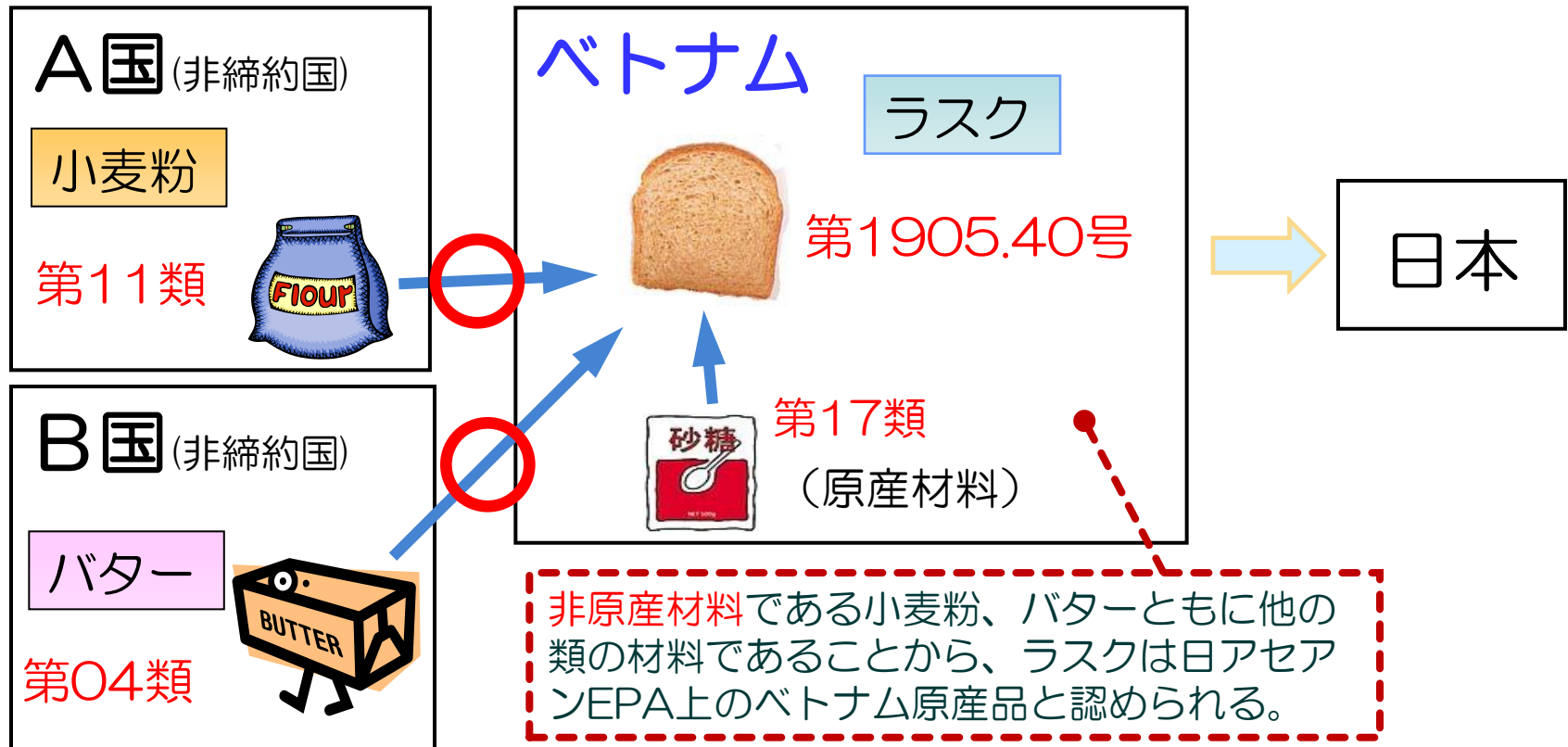
いずれの基準を適用するかは品目別規則に規定

(1) 関税分類変更基準

すべての非原産材料と製品の関税分類番号に特定の変化があれば、大きな変化があったとする基準。HS2桁、HS4桁及びHS6桁の変更がある。

日アセアンEPA品目別規則:第1905.40号 **CC**

類 (HS2桁) の変更



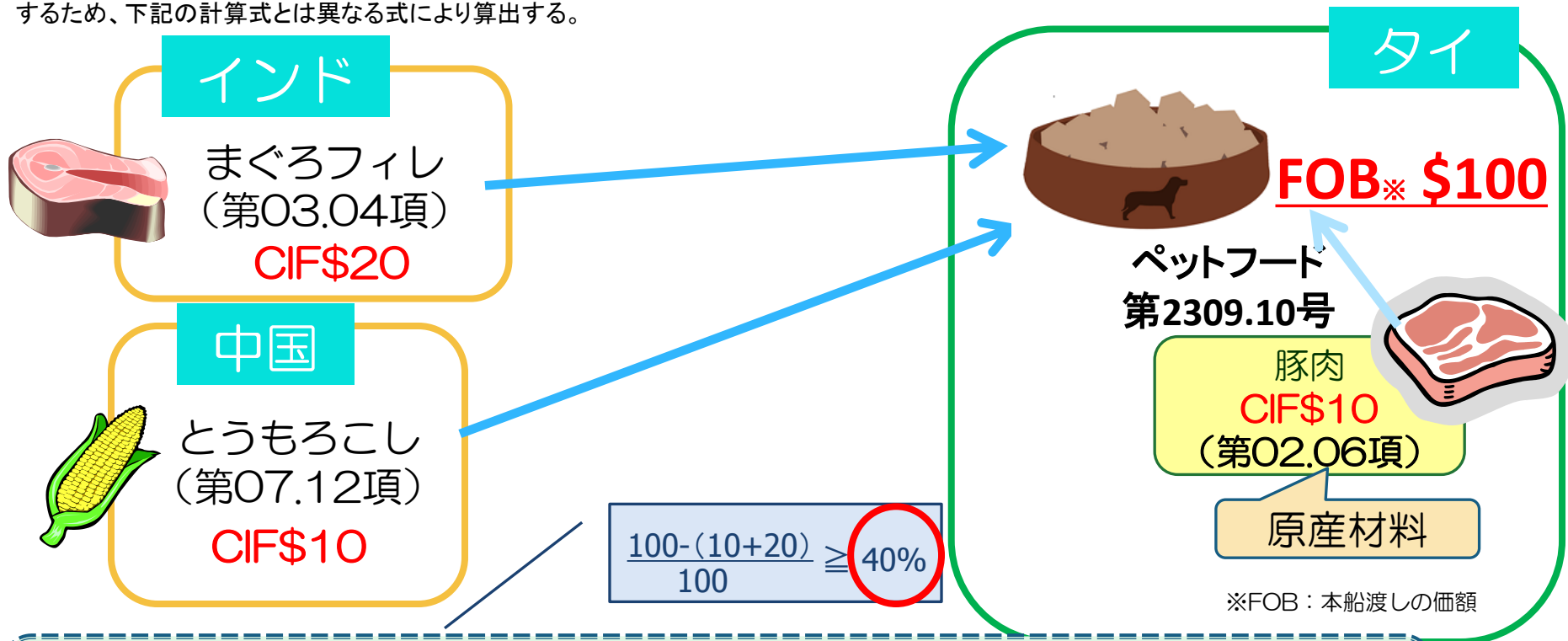
(2) 付加価値基準

その国で付加された価値の割合（原産資格割合）が一定以上であれば
大きな変化としてみる基準。

日タイEPA品目別規則：第23.09項

原産資格割合が40%以上であること(第23.09項への関税分類の変更を必要としない。)

(※)日メキシコEPA及び日アセアンEPAにおいては**域内原産割合**と呼ぶ。また、GSP及び日スイスEPAでは付加されなかった部分の価値により判断するため、下記の計算式とは異なる式により算出する。



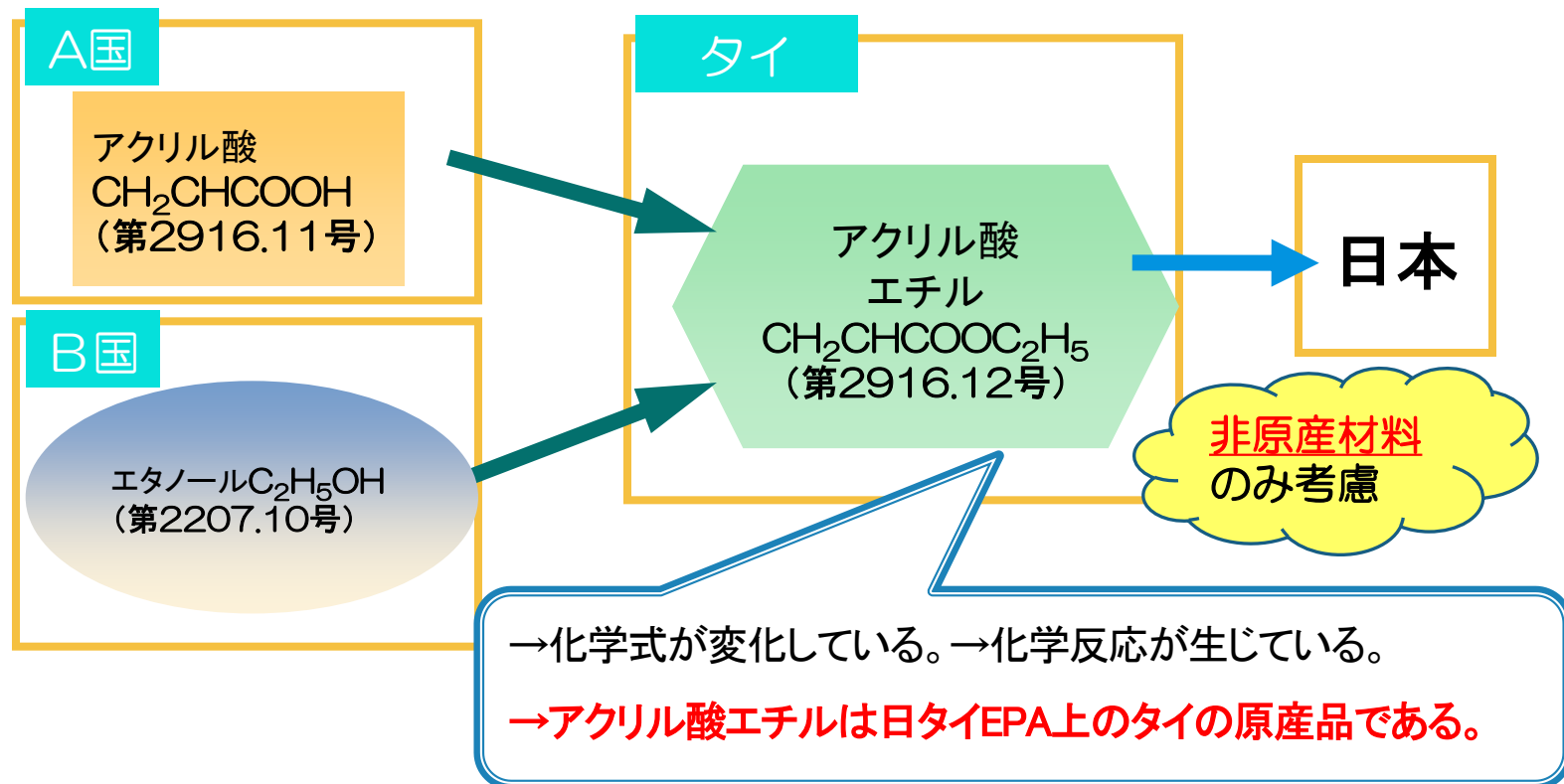
$$\text{原産資格割合} = \frac{\text{製品の価額 (FOB)} - \text{非原産材料価額 (CIF)}}{\text{製品の価額 (FOB)}} \times 100$$

(3) 加工工程基準

非原産材料に「ある特定の加工・作業」が行われた場合、大きな変化があったと考える基準。

日タイEPA品目別規則: 第2916.12号(抜粋)

・・使用される非原産材料について・・**化学反応、精製、異性体分離の各工程若しくは生物学的工程を経ること**・・

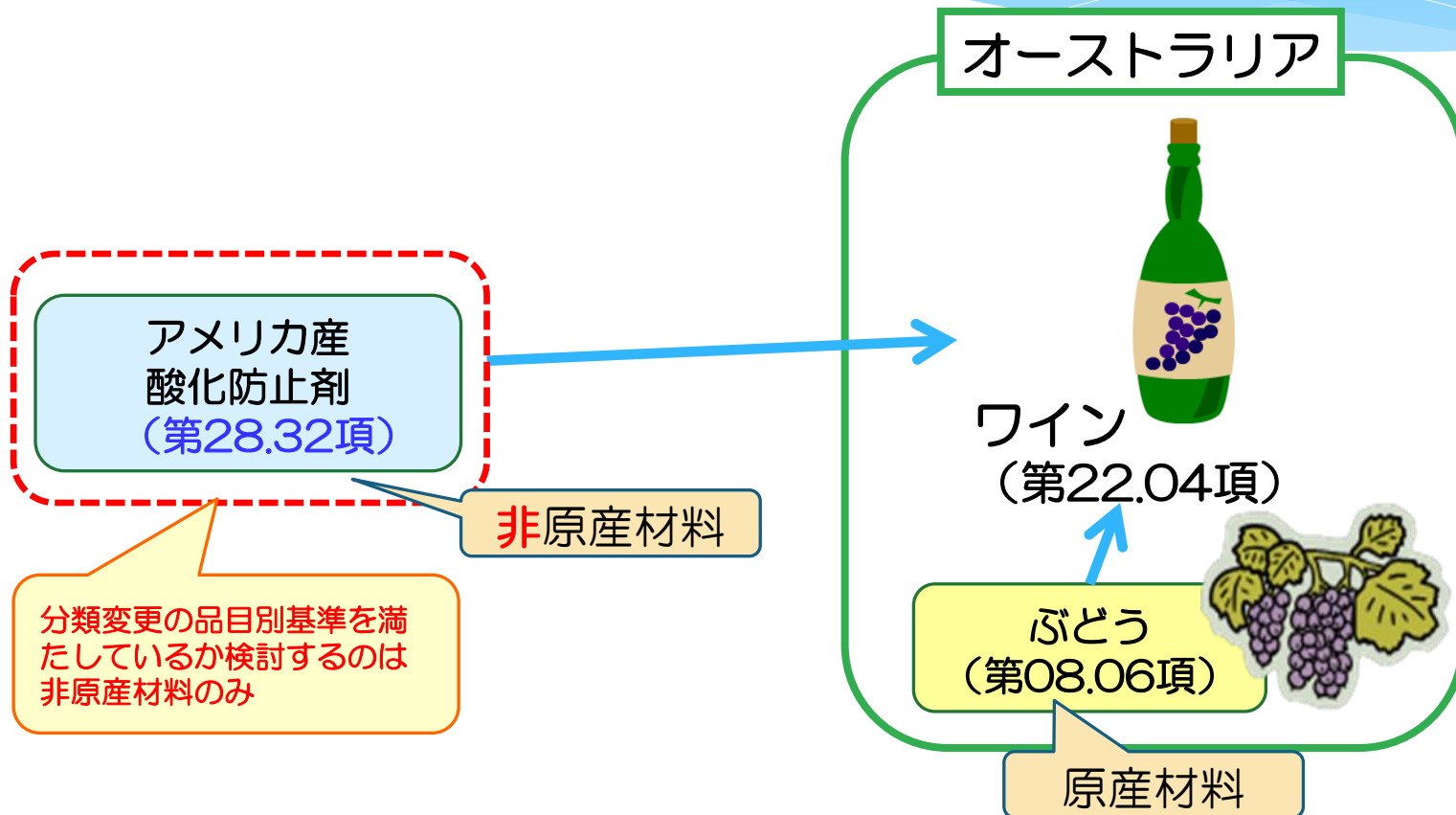


ワイン（第22.04項）【日オーストラリアEPA】

日オーストラリアEPA第3・4条 非原産材料を使用して生産される産品

1 第3・2条(c)の規定の適用上、産品は、附属書2(品目別規則)に定める適用可能な品目別規則に合致する場合には、締約国の原産品とする。 「実質的変更基準を満たす産品」

2 1の規定の適用上、使用された材料について関税分類の変更又は特定の製造若しくは加工の作業が行われていることを求める規則は、**非原産材料についてのみ適用**する。



ワイン（第22.04項）【日オーストラリアEPA】

※品目別規則の調べ方について

輸入貨物のHS
番号の箇所を
確認

適用すべき実質的変更基準の
種類が記載されている。

※EPAによっては略号で記載
されている場合がある。略号
の意味については品目別規則
の巻頭に記載の一般的注釈で
確認できます。

| | |
|-------|---|
| 二三・〇四 | ぶどう酒（強化ぶどう酒を含むものとし、生鮮のぶどうから製造したものに限る。）及びぶどう搾汁（第二〇・〇九項のものに限る。） |
| く。 | CC（第八類又は第二〇類の材料からの変更を除く。） |

日オーストラリアEPA
附属書二（第三章（原産地規則）関係）
品目別規則
（抜粋）

※各EPAについては税関ホームページ
から確認できます。

税関ホームページ
<http://www.customs.go.jp/>

税関ホームページ（品目別規則の確認方法）

<http://www.customs.go.jp/>

このページの本文へ サイトマップ English

税関 Japan Customs

文字サイズ + 大きく 元に戻す - 小さく サイト内検索 検索

輸出入の手続き

このページでは、貨物の輸出入通関手続に参考となる資料等を掲載しております。

お知らせ

輸出通関における保税搬入原則の見直しについては、当該見直しを盛り込んだ関税改正法が平成23年3月31日に成立し、同年10月1日より施行されました。これにより、保税地域に貨物を搬入した後に行うこととされていた輸出申告を、適正通関を確保しつつ、保税地域への搬入前に行うことが可能となりました。

輸出通関における保税搬入原則の見直しについて (12.4kb/PDF)
 【参考資料】関税法基本通達等の一部改正(平成23年8月10日財関第901号)

手続に関し不明な点がございましたら、[最寄りの税関](#)までお問い合わせください。

1. 品目分類及び税率

- ▶ [輸出統計品目表](#)
- ▶ [実行関税率表](#)
- ▶ [関税率表解説・分類例規](#)
- ▶ [輸入貨物の品目分類事例](#)
- ▶ [品目分類の事前教示](#)
- ▶ [事前教示回答\(品目分類\)](#)

2. 関税評価(課税価格)

- ▶ [課税価格の計算方法](#)
- ▶ [評価申告制度の概要](#)
- ▶ [関税評価の事前教示](#)
- ▶ [関税評価用語等解説](#)
- ▶ [輸入貨物の関税評価事例](#)
- ▶ [外国為替相場\(課税価格の換算\)](#)
- ▶ [課税価格に含まれる運賃等の取扱いについて](#)

3. 原産地認定

- ▶ [原産地規則について](#)
- ▶ [原産地認定の事前教示](#)

4. 関税のしくみ

- ▶ [特殊関税制度](#)
- ▶ [特恵関税制度](#)
- ▶ [経済連携協定\(FTA/EPA\)](#)
- ▶ [シーリング関係\(日メキシコEPA\)](#)
- ▶ [保税地域制度](#)
- ▶ [免税コンテナに係る関税手続について](#)
- ▶ [更正の請求期間の延長等について](#)
- ▶ [通関士試験](#)
- ▶ [税関関係手数料](#)
- ▶ [カスタムズアンサー\(FAQ\)](#)
- ▶ [通関等窓口の開庁時間及び時間外事務の取扱い](#)
- ▶ [問い合わせ・相談\(輸出入通関手続等\)](#)

5. 輸出入手続関連リンク

注意: 下記のリンクをクリックすると新規ウィンドウが開きます。

『輸出入の手続き』をクリック

『経済連携EPA (FTA/EPA)』をクリック

関税局・税関の紹介

関税中央分析所・税関研修所

税関所在案内

所管の法人に関する情報

採用案内

関税政策・税関行政

審議会・研究会

政策評価(関税局・税関関連)

国際機関(WTO・WCO)

地域協力(APEQ)

経済連携協定(FTA/EPA)

税関相互支援協定(CMAA)

税関手続

手続案内[e-Gov(イーガブ)へ]

税関様式及び記載要領

税関ホームページ（品目別規則の確認方法）

税関 Japan Customs

文字サイズ + 大きく 元に戻す - 小さく サイト内検索 検索

ホーム 海外旅行の手続き 輸出入の手続き 水際での取締り 貿易統計 カスタムスアンサー

全国の税関 函館 東京 横浜 名古屋 大阪 神戸 門司 長崎 沖縄

現在位置: [ホーム](#) > 締結済・交渉中の各EPAの概要、協定条文等

いいね! 2 送信 0 ツイート 1

締結済・交渉中の各EPAの概要、協定条文等(平成24年4月1日現在)

各EPAに係るステーシング表(我が国が約束した関税率の一覧表)、実行関税率表(各EPA税率を含む)については以下をご覧ください。

- ▶ [ステーシング表](#)
- ▶ [実行関税率表](#)

| EPAの概要 | ① 交渉開始 ② 大筋合意 ③ 署名 ④ 発効日 | 協定テキスト (外務省ホームページへのリンク) |
|---|---|--|
| (1)発効済 | | |
| シンガポール ・ 関税分科会資料 [264kb,PDF] | ① 13年1月 ② 13年10月 ③ 14年1月 ④ 14年11月30日 | ・ 協定本体、実施取極、他 |
| 改正議定書 | ① 18年4月 ② 19年1月 | ・ 品目別原産地規則(改正附属書IIA) [404kb,PDF] (外務省ホームページへリンク) ・ 原産地証明書記載要領 [113kb,PDF] |

各協定の本文や品目別規則、記載要領等を確認できます。

関税局・税関の組織

- ▶ [関税局・税関の紹介](#)
- ▶ [関税中央分析所・税関研修所](#)
- ▶ [税関所在案内](#)
- ▶ [所管の法人に関する情報](#)

関税政策・税関行政

- ▶ [所管法令等](#)
- ▶ [特殊関税](#)
- ▶ [審議会・研究会](#)
- ▶ [政策評価\(関税局・税関関連\)](#)

ワイン（第22.04項）【日オーストラリアEPA】

日オーストラリアEPA品目別規則：第22.04項
CC（第8類又は第20類からの変更を除く。）

類の変更（関税分類変更基準）

類の変更が生じている。
（第28類→第22類）

アメリカ産
酸化防止剤
（第28.32項）

非原産材料

分類変更の品目別基準を満
たしているか検討するのは
非原産材料のみ

オーストラリア

日オーストラリア
EPA上のオース
トラリア原産品
と認められる。

ワイン
（第22.04項）

ぶどう
（第08.06項）

原産材料

参 考：ワイン（2204.21）に係る規則の比較

EPAごとに規則は異なります。
⇒適用するEPAごとに原産品かどうかの検討が必要です。

| EPA | 品目別規則 | 特惠設定 |
|---------|------------------------------|-------|
| シンガポール | 類変更（第8類又は第20類からの変更を除く） | 非譲許 |
| メキシコ | 類変更（第8類又は第20類からの変更を除く） | 譲許 |
| マレーシア | 類変更（第8類又は第20類からの変更を除く） | 非譲許 |
| チリ | 類変更（第8類又は第20類からの変更を除く） | 譲許 |
| タイ | 類変更 | 非譲許 |
| インドネシア | 類変更（第8類又は第20類からの変更を除く） | 非譲許 |
| ブルネイ | 類変更（第8類又は第20類からの変更を除く） | 非譲許 |
| アセアン | 類変更 | 非譲許 |
| フィリピン | 類変更 | 非譲許 |
| スイス | 類変更（第8類又は第20類からの変更を除く） | 譲許 |
| ベトナム | 類変更 | 非譲許 |
| インド | 完全生産品 | 非譲許 |
| ペルー | 類変更（第8類又は第20類からの変更を除く） | 譲許 |
| オーストラリア | 類変更（第8類又は第20類からの変更を除く） | 譲許 |
| （GSP） | 第8類、第20類又は第22類に該当する物品以外からの製造 | LDC譲許 |

ワイン（第22.04項）【日オーストラリアEPA】

日オーストラリアEPA品目別規則：22.04

CC（第8類又は第20類からの変更を除く。）

類の変更（関税分類変更基準）

アメリカ産
酸化防止剤
(第28.32項)

非原産材料

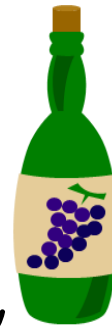
日本

ぶどう
(第08.06項)

非原産材料

もし、
日本原産のぶどうを使用
していたら??

オーストラリア



ワイン
(第22.04項)

ぶどう
(第08.06項)

原産材料

実質的変更基準の例外

- 救済的な規定

- ① **累積(ACU: Accumulation)**

- ② 僅少の非原産材料(DMI: De Minimis)

- 除外的な規定

- ③ 原産資格を与えることとならない作業

① 累積

相手国の原産品を自国の原産材料とみなすという考え方

日オーストラリアEPA品目別規則：第22.04項
CC（第8類又は第20類からの変更を除く。）

類の変更（関税分類変更基準）

アメリカ産
酸化防止剤
(第28.32項)

非原産材料

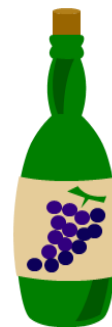
日本

ぶどう
(第08.06項)

累積
適用

非原産材料

オーストラリア



ワイン
(第22.04項)

日オーストラリア
EPA上のオース
トラリア原産品
と認められる。

累積の規定により原産材料とみなすことが可能
(=品目別規則を検討しなくて良い。スライドP31をご参照ください。)

ワイン（第22.04項）【日オーストラリアEPA】

日オーストラリアEPA品目別規則：第22.04項
CC（第8類又は第20類からの変更を除く。）

類の変更（関税分類変更基準）

アメリカ産
酸化防止剤
(第28.32項)

非原産材料

A国

CIF \$10

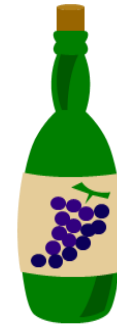
ぶどう
(第08.06項)

非原産材料

もし、一部だけ
A国原産のぶどうを使用
していたら??

オーストラリア

FOB \$100



ワイン
(第22.04項)

ぶどう
(第08.06項)

原産材料

実質的変更基準の例外

- 救済的な規定
 - ① 累積(ACU: Accumulation)
 - ② 僅少の非原産材料(DMI: De Minimis)
- 除外的な規定
 - ③ 原産資格を与えることとならない作業

② 僅少の非原産材料

◎ 関税分類変更基準を満たさない非原産材料があったとしても、それがごく僅かなものなら無視しようという考え方

日オーストラリアEPA品目別規則：第22.04項
CC（第8類又は第20類からの変更を除く。）

類の変更（関税分類変更基準）

アメリカ産
酸化防止剤
(第28.32項)

非原産材料

A国

CIF \$10

ぶどう
第08.06項

産品のFOB価格の10%以下の
場合、僅少の非原産材料の規定
により、救済可能

非原産材料

$$\frac{\$10}{\$100} \leq 10\%$$

僅少の非原産材料規定により原産材料とみなすことが可能
(=品目別規則を検討しなくて良い。)

オーストラリア

日オーストラリア
EPA上のオース
トラリア原産品
と認められる。

ワイン
(第22.04項)
FOB \$100

主な僅少の非原産材料の適用対象品目の比較表

*適用できる品目、関値はEPAごとに異なる。

| | 第1類 | 第2類 第3類 | 第4類～ 第8類 | 第9類 | 第10類～ 第14類 | 第15類 | 第16類 | 第17類 | 第18類 | 第19類 | 第20類 | 第21類 | 第22類 | 第23類 | 第24類 | 第25類 | 第26類～ 第27類 | |
|---|--------------------------------|---|--------------------|-----|---------------------------------------|------|--|--------------------|---|--------------------|-------------------|------|---|------|---------------------------|-------------------------|--|---|
| 日シンガ ポール EPA | × | | | | | | | | | | 製品のFOB価額の 7%以下 | | × | | | | | |
| 日メキシコ EPA | 製品の取 引価額の 10%以下 (※1) | × | 製品の取引価額の10%以下(※1) | | | × | 製品の取引価額の10%以下(※1) | | | | | | | | | | | |
| 日 フィリ ピン 日 インド ネシア 日 マレー シア | × | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 日チリEPA | × | | | | | | | | 2008.92: 製品のFOB価 額の10%以下 製品のFOB価額の7%以下 | | × | | | | | | | |
| 日タイEPA | × | | | | | | | | 製品のFOB価額の7%以下 | | | | | | | | | × |
| 日アセアン 包括的EPA | × | | | | 製品の FOB価額 の10%以 下 | × | 1803.10, 1803.20, 1805.00: 製品のFOB価 額の10%以下 その他:× | 製品のFOB価額の 10%以下 | 2103.90: 製品のFOB 価額の7% 以下 その他:× | 製品のFOB価 額の10%以下 | × | | | | | | | |
| 日スイスEPA | 製品の工場渡し価額の7%以下 | | | | | | | | | | | | | | | 製品の工場渡し価額 の10%以下(※3) | | |
| 日ベトナム EPA | × | 0901.21, 0901.22: 製品のFOB 価額の10% 以下 その他:× | | × | 製品の FOB価額 の10%以 下 | × | 1803.10, 1803.20, 1805.00: 製品の FOB価額の 10%以下 その他:× | 製品のFOB価額の 10%以下 | 2103.90: 製品の FOB価額 の7%以下 その他:× | 製品のFOB価 額の10%以下 | × | | | | | | | |
| 日インド EPA | × | | | | 1604.20, 1605.20, 1605.90: × | | | 製品のFOB価額の7%以下 | | | | | 2101.11, 2101.20, 2106.10, 2106.90: × | | 2207.10, 2207.20 :× | | 2501.00: 製品の FOB価額 の7%以 下 その他:× | |
| 日ペルー EPA | 製品のFOB 価額の 10%以下 (※1) | × | 製品のFOB価額の10%以下(※1) | | | × | 製品のFOB価額の10%以下(※1) | | | | | | | | | | 製品のFOB価額 の10%以下 | |
| 日オーストラ リアEPA | 製品のFOB価額の10%以下(※1) | | | | | | | | | | | | | | | 製品のFOB価額の 10%以下 | | |

主な僅少の非原産材料の適用対象品目の比較表

*適用できる品目、閾値はEPAごとに異なる。

| | 第28類 | 第29類 | 第30類～ 第34類 | 第35類 | 第36類～ 第37類 | 第38類 | 第39類～ 第45類 | 第46類 | 第47類～ 第49類 | 第50類 | 第51類 | 第52類 | 第53類 | 第54類～ 第63類 | 第64類～ 第97類 | | | |
|--------------------------------------|---------------------|--|----------------|------------------------------------|----------------|------------------------------------|----------------|---------------------------------|----------------|---|--------------------|-------------------|--------------------|-----------------|----------------|--|--|--|
| 日シンガポールEPA | 製品のFOB価額の10%以下 | | | | | | | | | 製品の重量の7%以下 | | | | 製品のFOB価額の10%以下 | | | | |
| 日メキシコEPA | 製品の取引価額の10%以下 | | | | | | | | | 関税分類を決定する材料に含まれる特定の繊維又は糸の総重量が当該材料の総重量の7%以下である場合(※2) | | | | 製品の取引価額の10%以下 | | | | |
| 日フィリピンEPA 日インドネシアEPA 日マレーシアEPA | 製品のFOB価額の10%以下 | | | | | | | | | 製品の重量の7%以下 | | | | 製品のFOB価額の10%以下 | | | | |
| 日チリEPA | 製品のFOB価額の10%以下 | | | | | | | | | 製品の重量の7%以下 | | | | 製品のFOB価額の10%以下 | | | | |
| 日タイEPA | 製品のFOB価額の10%以下 | | | | | | | | | 製品の重量の10%以下 | | | | 製品のFOB価額の10%以下 | | | | |
| 日アセアン包括的EPA | 製品のFOB価額の10%以下 | | | | | | | | | 製品の重量の10%以下 | | | | 製品のFOB価額の10%以下 | | | | |
| 日スイスEPA | 製品の工場渡し価額の10%以下(※3) | | | | | | | | | 製品の重量の7%以下 | | | | 製品の工場渡し価額の10%以下 | | | | |
| 日ベトナムEPA | 製品のFOB価額の10%以下 | | | | | | | | | 製品の重量の10%以下 | | | | 製品のFOB価額の10%以下 | | | | |
| 日インドEPA | 製品のFOB価額の10%以下 | 2906.11, 2918.14, 2918.15, 2940.00: 製品のFOB価額の7%以下 | 製品のFOB価額の10%以下 | 3505.10, 3505.20: 製品のFOB価額の7%以下 | 製品のFOB価額の10%以下 | 3809.10, 3824.60: 製品のFOB価額の7%以下 | 製品のFOB価額の10%以下 | 4601.29, 4601.94, 4602.19: × | 製品のFOB価額の10%以下 | 5001.00, 5003.00: × | 51.02, 51.03: × | 52.01～52.03: × | 53.01, 53.02: × | 製品の重量の7%以下 | 製品のFOB価額の10%以下 | | | |
| 2905.44: × | | 3502.11, 3502.19: × | | その他: 製品のFOB価額の10%以下 | | その他: 製品のFOB価額の10%以下 | | その他: 製品の重量の7%以下 | | | | | | | | | | |
| その他: 製品のFOB価格の10%以下 | | その他: 製品のFOB価格の10%以下 | | その他: 製品のFOB価格の10%以下 | | その他: 製品のFOB価格の10%以下 | | | | | | | | | | | | |
| 日ペルーEPA | 製品のFOB価額の10%以下 | | | | | | | | | 製品の重量の10%以下 | | | | 製品のFOB価額の10%以下 | | | | |
| 日オーストラリアEPA | 製品のFOB価額の10%以下 | | | | | | | | | 製品の重量の10%以下 | | | | 製品のFOB価額の10%以下 | | | | |

※1: 製品の生産に使用する非原産材料が、原産品とされる製品と異なる号に掲げられる場合に限り、適用される。

※2: 製品の関税分類を決定する材料に含まれる特定の繊維又は糸が、所定の関税分類変更を満たしていないことを理由として、当該製品が原産品と認められない場合に限り適用される。

※3: 例外として、第32.04項及び第34.02項については、製品と同じ項に属する非原産材料については工場渡し価額の20%以下の場合と規定されている。

実質的変更基準の例外

- 救済的な規定

- ① 累積 (ACU: Accumulation)

- ② 僅少の非原産材料 (DMI: De Minimis)

- 除外的な規定

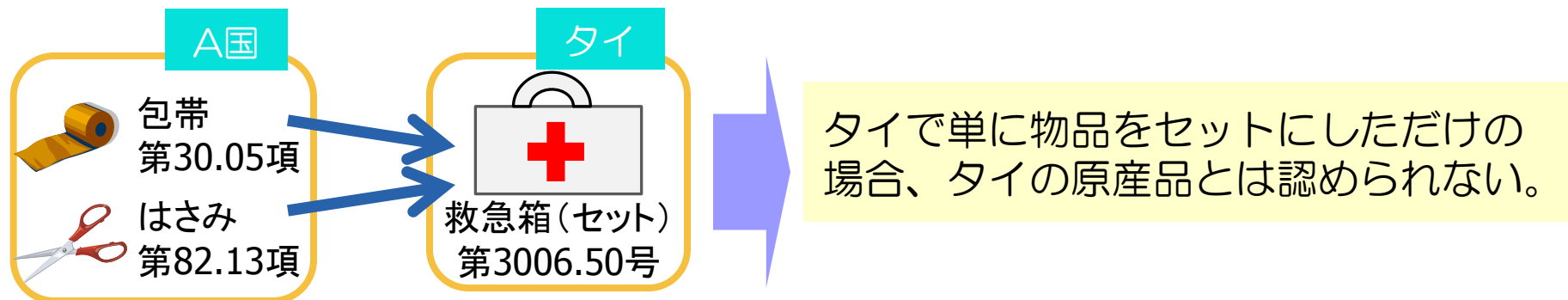
- ③ 原産資格を与えることとならない作業

③原産資格を与えることとならない作業

◎特定の作業が行われることのみをもって、品目別規則に定める関税分類変更基準又は加工工程基準を満たすものとはしないという規定

【日タイEPA第31条】

- (a) 輸送又は保管の間に産品を良好な状態に保存することを確保する作業（乾燥、冷凍、塩水漬け等）等
- (b) 改装及び仕分
- (c) 組み立てられたものを分解する作業
- (d) 瓶、ケース及び箱に詰めることその他の単純な包装作業
- (e) 一の産品として分類される部品及び構成品の収集
- (f) 物品を単にセットにする作業
- (g) (a) から (f) までの作業の組合せ



日タイEPA 第3006.50号の品目別規則: **他の項の材料からの変更**

EPA税率適用のための条件

① 輸入される製品に関し、**特惠税率が設定**されていること（EPA税率の場合、協定の譲許表）

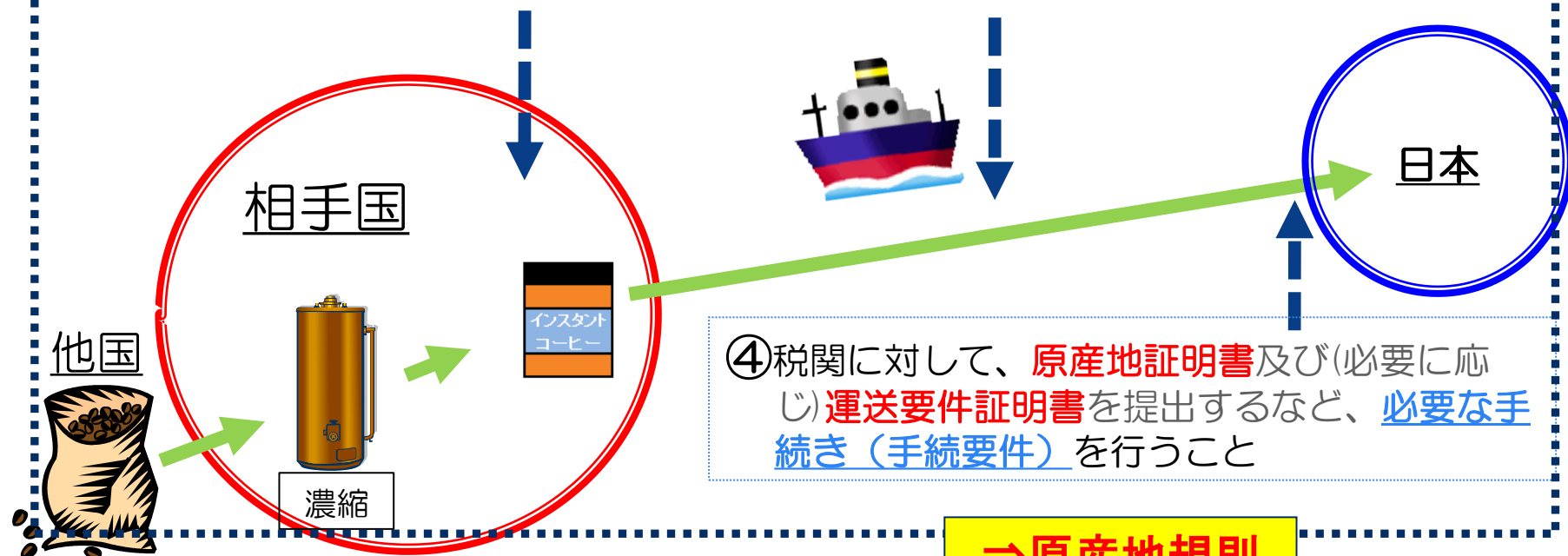
② 生産された貨物が、「原産品」として認められること(=原産地基準を満たしていること)

→この原産地基準を満たしていることを証明する書類が「**原産地証明書**」

③ 運送の途上で「原産品」という資格を失っていないこと(=積送基準を満たしていること)

→この「積送基準」を満たしていることを証明する書類が「**運送要件証明書**」（通し船荷証券の写し等）

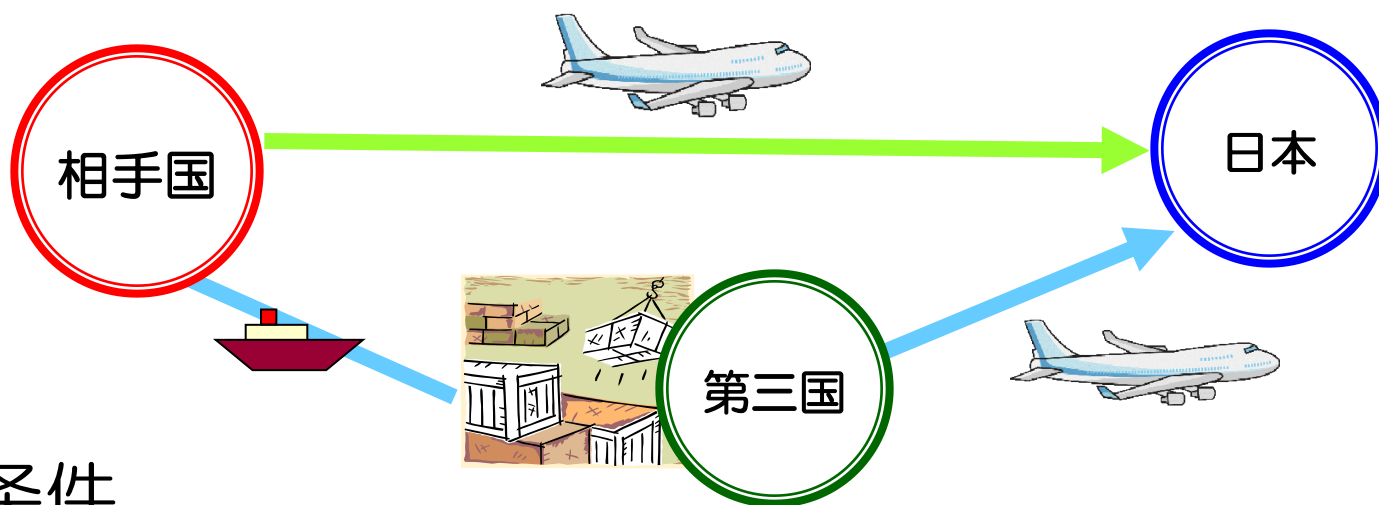
④ 税関に対して、**原産地証明書**及び(必要に応じ)**運送要件証明書**を提出するなど、必要な手続き（手続要件）を行うこと



⇒**原産地規則**

積送基準

貨物が日本に到着するまでに原産品としての資格を失っていないかどうかを判断する基準



■条件

- 直接運送されること
- 第三国を経由する場合には、当該第三国において許容される作業は、積卸し及び産品を良好な状態に保存するために必要なその他の作業のみ

EPA税率適用のための条件

① 輸入される製品に関し、**特惠税率が設定**されていること（EPA税率の場合、協定の譲許表）

② 生産された貨物が、「原産品」として認められること(=原産地基準を満たしていること)

→この原産地基準を満たしていることを証明する書類が「**原産地証明書**」

③ 運送の途上で「原産品」という資格を失っていないこと(=積送基準を満たしていること)

→この「積送基準」を満たしていることを証明する書類が「**運送要件証明書**」（通し船荷証券の写し等）

相手国

他国

濃縮

インスタント
コーヒー

日本

④ 税関に対して、**原産地証明書**及び(必要に応じ)**運送要件証明書**を提出するなど、必要な手続き（手続要件）を行うこと

⇒**原産地規則**

EPA税率適用の条件④

税関に対して必要な手続き（手続要件）を行うこと

税関に対して、原産地証明書及び（必要に応じ）運送要件証明書を提出するなど、必要な手続（手続要件）を行うこと。

| | |
|----|---|
| 原則 | 1 原産地証明書等 ※日スイスEPA,日メキシコEPA,日ペルーEPAについては原産地申告制度、日オーストラリアEPAについては自己申告制度もあり |
| | 2 運送要件証明書 ①通し船荷証券の写し ②積替国の税関,官公署が発給した証明書 ③税関長が適当と認めるのもの |
| 例 | 提出猶予 下記の場合、原則として2か月以内で適当な期間、原産地証明書の提出猶予の取扱いが可能 -災害その他やむを得ない理由がある場合、又は -許可前引取（BP）を行なう場合 |
| | 提出免除 課税価格の総額が20万円以下の貨物 -原産地証明書及び運送要件証明書の提出免除 |
| 外 | 輸入国が提出を免除する貨物【H28.3現在、指定された物品はありません。】 -原産地証明書の提出免除 |

第三国を経由し、
日本に運送された場合

3. 原産地証明書・原産品申告書 の記載事項

形式的な確認（CO記載事項に不備がないかどうか）

ORIGINAL

| | | | |
|--|--|--|--|
| 1. Goods Consigned from (Exporter or Producer's name, address and country) 輸出者/生産者の名称、住所及び国名 | | Certificate of Origin No. Form JAEPA | |
| 2. Goods Consigned to (Importer's/ Consignee's name, address, country) 輸入者の名称、住所及び国名 | | JAPAN – AUSTRALIA ECONOMIC PARTNERSHIP AGREEMENT (JAEPA) CERTIFICATE OF ORIGIN (Combined Declaration and Certificate) Issued in AUSTRALIA | |
| 3. Means of transport and route (if known) 輸送の手段及び経路 Shipment Date: 船積日 (分かる範囲で) Vessel's name/Aircraft etc: 船名、フライト番号 Port of Loading: 船積港 Port of Destination: 荷揚港 | | 4. For Official Use <input type="checkbox"/> Preferential Treatment Given Under JAEPA <input type="checkbox"/> Preferential Treatment Not Given (Please state reasons) | |
| 5. Item number | | Signature of Customs Official of the Importing Country | |
| 6. Marks and numbers on packages | | 8. Preference Criterion (WO, PE, PSR or Other -for each good) | |
| 7. Description of good(s) and HS tariff classification number (6 digits) for each good | | 9. Weight (gross or net), quantity (quantity unit) or other measurements | |
| 10. Invoice number(s) and date(s) of invoice(s) | | 11. Declaration by the exporter | |
| 11. Declaration by the exporter | | 12. Certification | |
| 12. Certification | | 13. Other Specifications: | |

船積港、通過港、積卸地及び荷卸港
船名又はフライト番号を分かる範囲で記入
適及発給の場合、船積日を記入

原産地基準
産品毎に WO、PE、PSR の原産地基準を記載する。
僅少の非原産材料を適用する場合、累積を適用する場合はその旨を記載する。

重量、数量、その他の数量値
例えば、グロス重量又はネット重量

インボイスの番号及び日付
原則として日本への輸入に用いられるインボイス（第三国インボイスを含む。）の番号・日付。

原産国の国名を記入
(country)
and that they comply with the rules of origin, as provided in Chapter 3 of the Japan – Australia Economic Partnership Agreement for the goods exported to JAPAN (importing country)

輸出者(又は代理人)による記入。
・証明書申請の日付
・署名(自署又は電子的印刷)

輸出締約国の権限のある当局又は発給機関による記入。
・日付(原則として船積み時まで⇒それより後の発給を適及発給として扱う。)
・押印(電子的印刷でも可)
・署名(自署又は電子的印刷)

第三国インボイス、適及発給、僅少の非原産材料、累積の場合にチェックを入れる。
 Subject of non-party invoice Issued Retroactively De Minimis Accumulation

- * 日オーストラリアEPAの原産地証明書（ACCI発給）における必要的記載事項
- * 記載に不備の無い原産地証明書を用意することが大原則
- * 税関ホームページに掲載（スライドP33・34をご参照ください）

<http://www.customs.go.jp/kyotsu/kokusai/gaiyou.htm>

※日オーストラリアEPA（ACCI発給）の場合

形式的な確認（CO記載事項に不備がないかどうか）

不備のある経済連携協定（EPA）原産地証明書等の取扱い

○不備のある原産地証明書が有効とされた場合においても、次回以降は、脱落等の不備のない原産地証明書を取得されるよう輸出者に連絡してください。
○原産地証明書が有効とされた場合であっても、輸入貨物が原産品でないこと又はEPA特恵税率を適用するための他の要件を満たしていないことが判明した場合に、通関後であってもEPA特恵税率の適用が認められません。

【EPA原産地証明書】

平成25年10月1日現在

| 分野 | 記載項目 | 不備の内容 | 留意点 | |
|------------|-------------------------|--|--|--|
| 原産地証明書の真正性 | 全項目共通 | 明らかな印字の誤り | 有効 | |
| | | 英語以外による記述 | 原則無効 固有名称、日付等明らかな場合は有効。 (メキシコは和訳があれば有効。) | |
| | 様式 | 協定に規定された様式ではない原産地証明書 (例：EPA税率適用にもかかわらず一般特惠（GSP）原産地証明書を入手した場合) | | 2枚目以降が規定様式ではない場合には、原産地調査官等に相談してください。 |
| | | 記載事項が権限を有さない者によって、追加、削除又は書きかえられた原産地証明書 | | |
| | | 原本でない原産地証明書の提出 | | |
| | 発給機関の証明 | 有効期間が経過した原産地証明書 | | 無効 災害その他やむを得ない理由によりその期間を経過した場合は有効。 |
| | | 印影の脱落 | | |
| | | 印影が不鮮明 | | 必要に応じて原産地調査官等に相談してください。 |
| | | 発給年月日、発給番号の脱落 | | |
| | 輸出者の申請 | 輸出者署名の脱落 | | |
| 申請日の脱落 | | | 輸出者が申請していることが明らかな場合は有効。 | |
| 原産国の脱落 | | | | |
| その他 | 表題部における発給国の脱落 | | | |
| | 選及発給の文言の脱落 再発給の文言の脱落 | | 有効 原産地証明書の真正性が明らかな場合に限る。 | |
| 申告貨物との同一性 | 運送手段・経路 | 仕出地、輸送手段、船名等の相違 | | |
| | 輸出者・輸入者の名称・住所等 | 輸出者名・住所のインボイスとの相違又は脱落 | | |
| | | 輸入者名・住所のインボイスとの相違又は脱落、「To order」の記載がない | | |
| | インボイス番号等 | インボイス番号の輸入申告のインボイスとの相違又は脱落 (メーカーズインボイス番号の記載を含む) | | 有効 取引関連書類にて輸入貨物と同一性の確認ができる場合、若しくは輸入者が資料に基づいて原産品であることを明らかにできる場合(文書による原産地に関する事前指示を取得している場合を含む。)に限る。 但し、複数の箇所に不備がある場合には、原産地調査官等に相談してください。 |
| | | インボイス日付の輸入申告のインボイスとの相違又は脱落 第三国インボイスに関する記載及び第三国インボイス発行者名・住所の相違又は脱落 | | |
| | 数量又は総重量 | 数量の脱落、又は貨物数量との相違 | | |
| | 包装の個数、種類、記号、番号 | インボイス等との相違又は脱落 | | |
| 品名 | インボイスとの相違又は脱落(※) | | ※ 特別な規定がある品目に関する記載の相違又は脱落がある場合には、原産地調査官等に相談してください。 | |
| 貨物の原産性 | HS番号(スイスは記載不要) | 輸入申告における適用税率との相違 | 原則無効 ただし、輸入者が資料に基づいて原産品であることを明らかにできる場合(文書による原産地に関する事前指示を取得している場合を含む。)は有効。 | |
| | | 脱落 | 左記ただし書きに該当しなくても、HS2007又はHS2012に基づく記載の場合等、有効と認められる場合があるので、必要に応じて原産地調査官等に相談してください。 | |
| | 特惠基準(シンガポール及びスイスは記載なし) | 協定の非譲許税率による記載 | | 左記ただし書きに該当しなくても、記載品名との整合性を勘案し、品名から譲許品目であることが明らかな場合は有効。 |
| | | 特惠基準等(AU、DNI及びび材料に関する記載を含む)の脱落 特惠符号等の相違 | | 無効 左記ただし書きに該当しなくても、HS2007又はHS2012に基づく記載の場合等、有効と認められる場合があるので、必要に応じて原産地調査官等に相談してください。 数品目中1品目の脱落の場合等、必要に応じて原産地調査官等に相談してください。 |

* 不備のあるCOの税関における取扱いについて定めている

* COの真正性（印影、様式、遡及発給、再発給等）

* 申告貨物との同一性（輸出入者、インボイス番号、品名、数量等）

* 貨物の原産性（HS番号、特惠基準）

【原産地申告（スイス、ペルー及びメキシコ）】

| | | | |
|-----|--------------|---------------------------------------|--|
| 真正性 | 認定輸出者にかかる申告文 | 認定番号又は原産地の相違・脱落 | 無効 |
| | | 認定輸出者以外の者により作成された申告文 原産地申告のコピーでの提出 | 有効 輸入申告時のインボイス(コピー)上に原産地申告文が記載され、原本と内容に相違がない場合に限る。(原本の提出を求められる場合があります。) |
| | | 規定申告文との些細な相違 | 有効 原産地申告であることが明らかな場合に限る。 |

① 『輸出入の手続き』 をクリック

ホーム 海外旅行の手続き **輸出入の手続き** 水際での取扱い 貿易統計 カスタムス

- ▶ 輸出統計品目表
- ▶ 実行関税率表
- ▶ 関税率表解説・分類例規
- ▶ 輸入貨物の品目分類事例
- ▶ 品目分類の事前教示
- ▶ 事前教示回答(品目分類)

② 『原産地規則について』 をクリック

- 2. 関税評価(課税価格)
 - ▶ 課税価格の計算方法
 - ▶ 評価申告制度の概要
 - ▶ 関税評価の事前教示
 - ▶ 課税評価用語等
 - ▶ 輸入貨物の関税評価事例
 - ▶ 外国為替相場(課税価格の換算)
 - ▶ 課税価格に含まれる運賃等の取扱いについて
- 3. 原産地認定
 - ▶ **原産地規則について**
 - ▶ 原産地認定の事前教示

- ③以下のファイルを確認できます。
- ・ 『「不備のある (EPA/GSP) 原産地証明書等の取扱い」について』
 - ・ 『EPA原産地証明書等の取扱い：一覧表』
 - ・ 『GSP原産地証明書等の取扱い：一覧表』 (※)
 - ・ 『不備のある原産品申告書の取扱い：一覧表』

- (その他共通)
- ・ 各原産地証明書記載事項の比較表
 - ・ 『**不備のある(EPA/GSP)原産地証明書等の取扱い**』について [145kb,PDF]
 - ・ EPA原産地証明書等の取扱い:一覧表 [106kb,PDF]/GSP原産地証明書等の取扱い:一覧表 [95kb,PDF]
 - ・ 不備のある原産品申告書の取扱い:一覧表 [72kb,PDF] **NEW**
 - ・ 原産地規則に関する講師派遣のご案内 **NEW**

税関ホームページ
<http://www.customs.go.jp/>

※日オーストラリアEPA (ACCI発給) の場合

原産地証明書の記載
事項と留意点

ORIGINAL

| | | | | | |
|---|----------------------------------|--|---|--|---|
| 1. Goods Consigned from (Exporter or Producer's name, address and country) ZAIMU INTERNATIONAL CO.,LTD. 1111-1 CENTER BLD. MELBORNE AUSTRALIA | | | Certificate of Origin No. Form JAEPA 0000-00 | | |
| 2. Goods Consigned to (Importer's/Consignee's name, address, country) ZEIKAN SHOJI CO.,LTD. 2-7-11 AOMI, KOTO-KU, TOKYO, JAPAN | | | JAPAN - AUSTRALIA ECONOMIC PARTNERSHIP AGREEMENT (JAEPA) CERTIFICATE OF ORIGIN (Combined Declaration and Certificate) Issued in AUSTRALIA | | |
| 3. Means of transport and route (if known) Shipment Date: May. 12, 2015 Vessel's name/Aircraft etc: MELBORNE Port of Loading: MELBORNE Port of Destination: TOKYO | | | 4. For Official Use <input type="checkbox"/> Preferential Treatment Given Under JAEPA <input type="checkbox"/> Preferential Treatment Not Given (Please state reason/s) | | |
| 5. Item number | 8. Marks and numbers on packages | 7. Description of good(s) and HS tariff classification number (8 digits) for | 8. Preference Criterion (WO, PE, PSR or Other - for each good) | 9. Weight (gross or net), quantity (quantity unit) or other measurements | 10. Invoice number(s) and date(s) of invoice(s) |
| 1. | NO MARK | 1000CTNS WINE (AB NO.1-1000) HS CODE:2204.21 | "PSR" | 4,500L | ZP001 May. 12,2015 |
| 2 | 2 | 3 | 3 | 2 | 2 |
| 11. Declaration by the exporter The undersigned hereby declares that the above details and statements are correct; that all the goods were produced in AUSTRALIA and that they comply with the rules of origin, as provided in Chapter 3 of the Japan - Australia Economic Partnership Agreement for the goods exported to JAPAN (importing country) | | | 12. Certification On the basis of control information hereof with the original Economic Partner... | | |
| May. 12, 2015 輸出者署名 | | | 登録印影 May. 15, 2015 登録署名 | | |
| Place and date, name, signature and company of authorised representative of exporter | | | Place and date, name and signature of issuing officer, and stamp of Issuing Authority/ Body | | |
| <input type="checkbox"/> Subject of non-party Invoice | | | <input checked="" type="checkbox"/> Issued Retroactively | | |
| <input type="checkbox"/> De Minimis | | | <input type="checkbox"/> Accumulation | | |

- 1 真正性に係る項目
- 2 同一性に係る項目
- 3 原産性に係る項目

例えば・・・
もし、印影が脱落していたら??

※オーストラリアには他にも発給機関 (AiG) があり、様式も異なります。

「不備のある原産地証明書等の取扱い」について

不備のある経済連携協定（EPA）原産地証明書等の取扱い

○不備のある原産地証明書が有効とされた場合においても、次回以降は、脱落等の不備のない原産地証明書を取得されるよう輸出者に連絡してください。
 ○原産地証明書が有効とされた場合であっても、輸入貨物が原産品でないこと又はEPA特恵税率を適用するための他の要件を満たしていないことが判明した場合には、通関後であってもEPA特恵税率の適用が認められません。

【EPA原産地証明書】

平成25年10月1日現在

| 分野 | 記載項目 | 不備の内容 | 留意点 |
|-------|--|--|--|
| 全項目共通 | 英語以外による記述 | 明らかな印字の誤り | 有効 |
| | | 原則無効 | 固有名称、日付等明らかな場合は有効。 (メキシコは和訳があれば有効。) |
| 様式 | 協定に規定された様式ではない原産地証明書 (例：EPA税率適用にもかかわらず一般特惠（GSP）原産地証明書を入手した場合） | 記載事項が権限を有さない者によって、追記、削除又は書きかえられた原産地証明書 | 2枚目以降が規定様式ではない場合には、原産地調査官等に相談してください。 |
| | | 原本でない原産地証明書の提出 | |
| | | 有効期間が経過した原産地証明書 | |
| | | 記載事項が権限を有さない者によって、追記、削除又は書きかえられた原産地証明書 | |

印影が脱落した原産地証明書は**無効**です。

| 原産地証明書の真正性 | 様式 | 無効 | | 相談 |
|------------|--|--|----|---------------------------------|
| | | 内容 | 理由 | |
| 発給機関の証明 | 協定に規定された様式ではない原産地証明書 (例：EPA税率適用にもかかわらず一般特惠（GSP）原産地証明書を入手した場合) | 記載事項が権限を有さない者によって、追記、削除又は書きかえられた原産地証明書 | | |
| | | 原本でない原産地証明書の提出 | | |
| | | 有効期間が経過した原産地証明書 | | 災害その他やむを得ない理由によりその期間を経過した場合は有効。 |
| | | 印影の脱落 | | 必要に応じて原産地調査官等に相談してください。 |
| 輸出者の申請 | 印影が不鮮明 | 発給年月日、発給番号の脱落 | | |
| | | 輸出者署名の脱落 | | |
| | | 申請日の脱落 | | 輸出者が申請していることが明らかな場合は有効。 |
| | | 原産国の脱落 | | |

※詳細は税関ホームページをご確認ください。

税関ホームページ
<http://www.customs.go.jp/>

| 真物の原産性 | 記載項目 | 無効 | |
|----------------------------|-------------------------------|---------------|--|
| | | 内容 | 理由 |
| 特恵基準 (シンガポール及びスイスは記載なし) | 特恵基準等(AU、DM1及び材料に関する記載を含む)の脱落 | 脱落 | 数品目中1品目の脱落の場合等、必要に応じて原産地調査官等に相談してください。 |
| | | 協定の非譲許税率による記載 | 左記ただし書きに該当しなくても、記載品名との整合性を勘案し、品名から譲許品目であることが明らかな場合は有効。 |
| | | 特恵符号等の相違 | |
| | | 特恵符号等の相違 | |

【原産地申告（スイス、ペルー及びメキシコ）】

| 真正性 | 記載項目 | 無効 | |
|--------------|----------------------|----------------------|--|
| | | 内容 | 理由 |
| 認定輸出者にかかる申告文 | 認定輸出者以外の者により作成された申告文 | 認定輸出者以外の者により作成された申告文 | |
| | | 原産地申告のコピーでの提出 | 輸入申告時のインボイス(コピー)上に原産地申告文が記載され、原本と内容に相違がない場合に限る。(原本の提出を求められる場合があります。) |
| | | 規定申告文との些細な相違 | 原産地申告であることが明らかな場合に限る。 |

原産地証明書に記載される原産地基準の記号

| EPA名 | | マレーシア インドネシア ブルネイ フィリピン | メキシコ | チリ | タイ | アセアン 包括 | ベトナム | インド | ペルー | オーストラリア | (参考) 一般 特惠 (GSP) |
|-------------------------------|---|----------------------------------|------|----------|-----|------------|------|-----|-----|------------|---------------------------|
| 完全生産品 | | A | | | WO | | | A | (a) | WO | P |
| 原産材料のみから生産される産品 | | B | | | PE | | | B | (b) | PE | W+ HS4桁 |
| 実質的 変更基 準を満 たす産 品 | 一般 ルール を満 たす産 品 | HSコード4 桁変更(※1) | - | | | CTH | | B | - | - | W+ HS4桁 |
| | | 付加価値基 準 | | | | RVC | LVC | | | | - |
| | 品目別 規則を 満たす 産品 | 関税分類変 更基準 | C | PS | CTC | | (c) | | PSR | W+ HS4桁 | |
| | | 付加価値基 準 | | | RVC | LVC | | | | | |
| | | 加工工程基 準 | | | SP | | | | | | |
| | その他 (D:各EPAの条文を満たす産品、TPL:繊維 製品にかかる「適性証明書」が必要) | | - | D TPL | D | - | | | - | - | - |
| 適用す る場合 記載 | 累積 | ACU | | | | | | - | - | - | |
| | 僅少の非原産材料 | DMI | | | | | | - | - | | |
| | 代替性のある産品及 び材料 | FGM | | | - | | IIM | FGM | - | | |

(注) 日シンガポールEPA、日スイスEPAの各原産地証明書には記載されない。

(※1) インドEPAの一般ルールは、HSコード6桁変更及び付加価値基準

原産地証明書の遡及発給に係る留意事項

EPA原産地証明書の場合

遡及発給(貨物の輸出後の原産地証明書の発給)が**可能**(所定の欄への記載が必要)

(関税法基本通達68-5-11(2)ト)

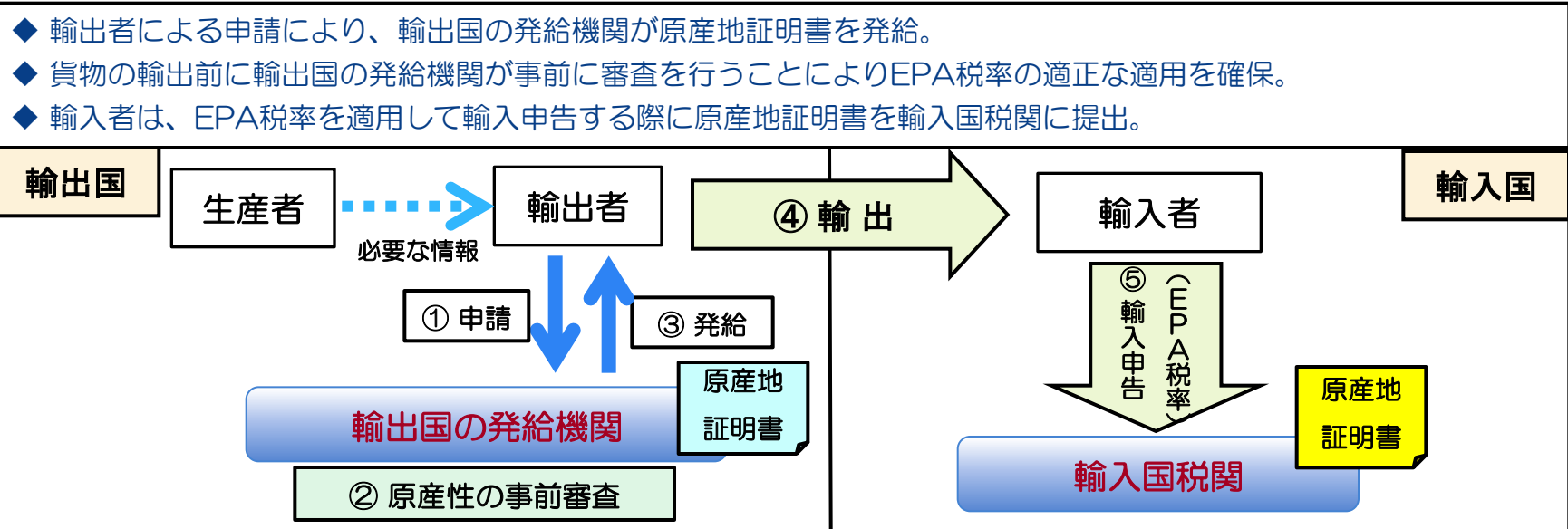
| 国名 | 発給時期 | 国名 | 発給時期 |
|---------|-----------|-------|-----------|
| メキシコ | 輸出のとき | アセアン | 船積日より3日以内 |
| マレーシア | 船積のときまで | フィリピン | 船積日の翌日まで |
| チリ | 船積のときまで | スイス | 船積のときまで |
| タイ | 船積のときまで | ベトナム | 船積日より3日以内 |
| インドネシア | 船積日より3日以内 | インド | 船積日より3日以内 |
| ブルネイ | 船積のときまで | ペルー | 船積のときまで |
| オーストラリア | 船積のときまで | | |

※これよりも後日の発給が遡及発給

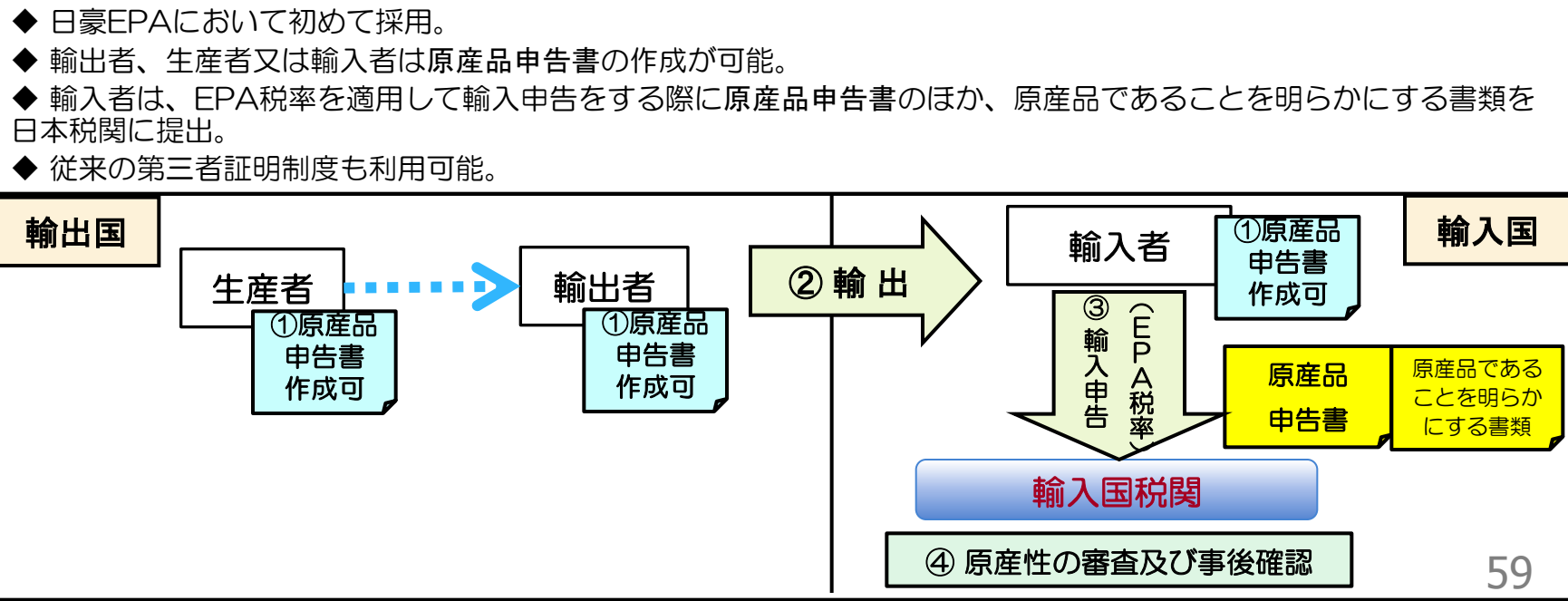
※日シンガポールEPAでは、通常の手続きに要すると認められる期間（送り出した後10日程度）に発給されたものは、送り出した際に発給されたものと取り扱って差し支えない。（関税法基本通達68-5-13）

○日オーストラリアEPAの場合、自己申告制度も利用できます。

第三者証明制度



自己申告制度



※原産品申告書の作成例

税関様式C第 5292 号

<原産品申告書の記載例>

原産品申告書

(経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定)

| | | | |
|--|---|-----------------------|---|
| 1. 輸出者又は生産者の氏名又は名称及び住所 オーストラリアワイン㈱ ○○○ Burgess Crescent Belhus WA 6000 | | | |
| No. | 2. 産品の概要 品名、包装の個数及び種類、包装の記号及び番号、重量及び数量、仕入書の番号及び日付並びに積送される貨物を確認するための情報(判明している場合) | 3. 関税分類番号(6桁、HS 2012) | 4. 適用する原産性の基準(WO、PE、PSR) 適用するその他の原産性の基準(DMI、ACU) |
| 1 | ワイン(750ml) 1,000カートン、4,500L、AB No. 1-1000 仕入書番号・日付: No. AB00001、2015.12.1 B/L(船荷証券): No. AB00001 | 第 2204.21 号 | PSR |
| 5. その他の特記事項 <input type="checkbox"/> 第三国インボイス | | | |

6. 以上のおおりに、2. に記載する産品は、経済上の連携に関する日本国とオーストラリアの間の協定に基づくオーストラリアの原産品であることを申告します。

作成年月日 2015.12.5
 作成者の氏名又は名称 税関商事(株) 印又は署名
 作成者の住所又は居所 東京都江東区青海 2-7-11
 代理人の氏名又は名称 財務ロジスティクス(株) 印又は署名
 代理人の住所又は居所 東京都千代田区豊が関 3-1-1

財務ロジ
スティクス

※記載方法等、詳しくは、税関ホームページに掲載の『日豪EPA「自己申告制度」利用の手引き』(<http://www.customs.go.jp/news/news/jikoshinkoku/riyou.pdf>)をご参照ください。

※原産品であることを明らかにする書類の作成例

<原産品申告明細書の記載例>

税関様式 C 第 5293 号

原産品申告明細書 (経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定)

| | |
|--|------------------------------|
| 1. 仕入書の番号及び日付 No. AB00001 2015. 12. 1 | |
| 2. 原産品申告書における製品の番号 [1] | 3. 製品の関税分類番号 第 2204. 21 号 |
| 4. 適用する原産性の基準 <input type="checkbox"/> WO <input type="checkbox"/> PE <input checked="" type="checkbox"/> PSR (<input checked="" type="checkbox"/> CTC・ <input type="checkbox"/> VA・ <input type="checkbox"/> SP・ <input type="checkbox"/> DMI・ <input type="checkbox"/> ACU) | |
| 5. 上記 4. で適用した原産性の基準を満たすことの説明 <原材料> ①ぶどう (カベルネソービニオン) (第 08.06 項) : 豪州ビクトリア州〇〇農場で収穫したもの (原産材料) ②ぶどう (メルロー) (第 08.06 項) : 豪州ビクトリア州〇〇農場で収穫したもの (原産材料) ③ぶどう (シラー) (第 08.06 項) : 豪州クイーンズランド州〇〇農場で収穫したもの (原産材料) ④酸化防止剤 (第 28.32 項) : 米国より輸入したもの (非原産材料) <製造工程> 豪州△△にある輸出者の工場において、上記原材料を用いて、醸造、瓶詰め等の製造工程を経て、本品を製造する。 非原産材料を使用し生産された本品が満たすべき品目別規則 (第 2204.21 号) は、「類変更 (第 8 類及び第 20 類の材料からの変更を除く。)」である。本品は、上記原材料から上記製造工程を経て生産しており、上記品目別規則を満たすことから豪州の原産品である。 上記事実は別添の総部品表 (材料一覧表) によって確認することができる。 | |
| 6. 上記 5. の説明に係る証拠書類の保有者 <input type="checkbox"/> 生産者、 <input type="checkbox"/> 輸出者、 <input checked="" type="checkbox"/> 輸入者 | |
| 7. その他の特記事項 | |
| 8. 作成者 氏名又は名称及び住所又は居所 印又は署名 税関商事 (株) 東京都江東区青海 2-7-11 (代理人の氏名又は住所又は居所) 印又は署名 財務ロジスティクス (株) 東京都千代田区霞が関 3-1-1 作成 2015 年 12 月 5 日 | |

<原産品申告明細書に添付すべき書類の例>

総部品表 (材料一覧表)

品名 : ワイン (750ml)
品番 : 〇〇〇

| | 材料名 | 産地 | HS Code | 価格 | 備考 |
|-----|---------------------|-------------------|---------|----|----|
| 1 | ぶどう (カベルネソービニオン) | 豪州 (ビクトリア州) | 08.06 | | |
| 2 | ぶどう (メルロー) | 豪州 (ビクトリア州) | 08.06 | | |
| 3 | ぶどう (シラー) | 豪州 (クイーンズランド州) | 08.06 | | |
| 4 | 酸化防止剤 | 米国 | 28.32 | | |
| 合 計 | | | | | |

※記載方法等、詳しくは、税関ホームページに掲載の『日豪EPA「自己申告制度」利用の手引き』
(<http://www.customs.go.jp/news/news/jikoshinkoku/riyou.pdf>) をご参照ください。

原産地申告

以下の3つのEPAでは、原産品であることを証明する書類として、原産地証明書のほか認定輸出者が作成した原産地申告を用いることができる。

スイスEPA

「"The exporter of the products covered by this document (認定輸出者の認定番号) declares that, except where otherwise clearly indicated, these products are of (産品の原産地)(Switzerland) preferential origin.“」

メキシコEPA

“The exporter of the goods covered by this document (認定輸出者の認定番号) declares that, except where otherwise clearly indicated, these goods are of Japan/Mexico preferential origin under Japan-Mexico EPA/Mexico-Japan EPA.”

ペルーEPA

「“The exporter of the goods covered by this document (認定輸出者の認定番号) declares that, except where otherwise clearly indicated, these goods are of (産品の原産地) preferential origin under Japan-Peru EPA/Peru-Japan EPA.

(場所及び日付**)」

(**)「場所及び日付」については、原産地申告が記載された商業上の文書上に別途記載がある場合は、省略可。

申告文は関係する産品について特定できるよう十分詳細に記述された仕入書、納品書その他の商業文書上に作成する。

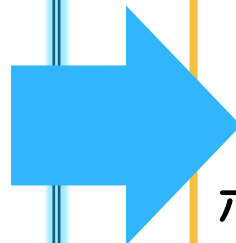
4. ケーススタディ（復習）

ホワイトチョコレート（第17.04項）【日スイスEPA】

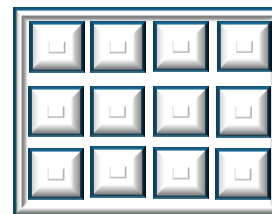
スイスでホワイトチョコレート（第1704.90号）を生産するが、日スイスEPA上のスイス原産品と認められるか？

材料

- オランダ産
カカオ脂（第18.04項） CIF\$10
- オランダ産
粉乳（第04.02項） CIF\$20
- ドイツ産
砂糖（第17.02項） CIF\$15
- フランス産
バニラエキス（第13.02項） CIF\$5



スイス



ホワイトチョコレート
第1704.90号
EXW※\$100

※EXW：工場渡し価格

ホワイトチョコレート（第17.04項）【日スイスEPA】

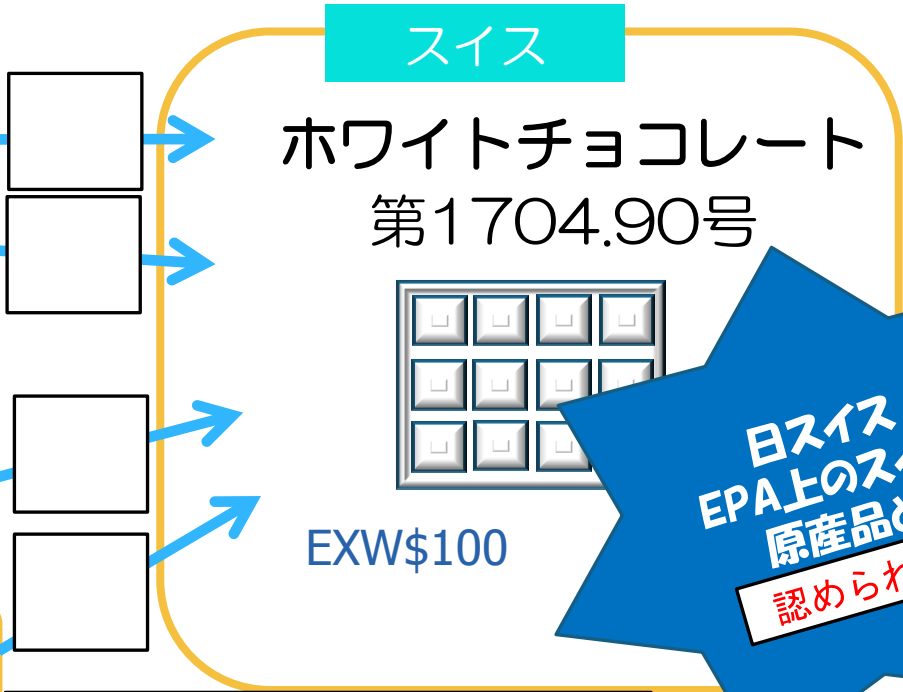
日スイスEPA品目別規則：1704.90
CTH並びに第4類及び第17類に分類される非原産材料であって生産に使用されたものの価額が製品の工場渡し価額の45%を超えないこと。

CTH：Change of Tariff Heading 項の変更

オランダ
カカオ脂（第18.04項）
粉乳（第04.02項）CIF\$20

ドイツ
砂糖（第17.02項）CIF\$15

フランス
バニラエキス（第13.02項）



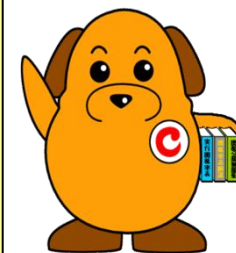
非原産材料は工場渡し価格の45%を超えない？



輸入通関をよりスムーズに行い、一層の正確性を期すため、
関税分類、原産地、関税評価 についての

「文書による事前教示」 をご利用ください！

「文書による事前教示」とは、
輸入を予定している貨物の分類(税番)、関税率、原産地、課税価格の算出
方法等を文書で照会し、回答を文書で受けることができる制度で、
●事前に税番・税率等がわかるので、原価計算が確実にでき、輸入計画や販売
計画が立てやすくなる。
●貨物の税番・税率等がわかっているため、貨物の引取りが早くなる。
●回答内容は、照会された商品の輸入通関審査に際し3年間尊重される。
などのメリットがあります。



カスタム君

- ◎ 《 文書による事前教示照会書の様式の入手方法 》
 - ・税関ホームページ (<http://www.customs.go.jp>) からダウンロードできます。
 - ・トップページの右側の「▼税関手続きの案内」→「税関様式及び記載要領」→「関税法関係[C]」で様式の一覧表が表示されます。
 - 関税分類については、「事前教示に関する照会書 (C-1000)」
 - 原産地については、「事前教示に関する照会書(原産地照会用) (C-1000-2)」
 - 関税評価については、「事前教示に関する照会書(関税評価照会用) (C-1000-6)」
- ◎ 《 具体的な手続等に関しては、関税法基本通達7-17、7-18、7-19の2をご参照ください。 》
 - ・税関ホームページ (<http://www.customs.go.jp>) からご覧になれます。

○TPP協定が2015年10月に大筋合意された。

第3章. 原産地規則及び原産地手続

輸入される製品について、関税の撤廃・引下げの関税上の特惠待遇の対象となるTPP域内の原産品として認められるための要件及び特惠待遇を受けるための証明手続等を定める。

本章のルールにより、例えば以下のようなメリットが考えられる。

(1) TPP特惠税率の適用が可能な12か国内の原産地規則の統一（事業者の制度利用負担の緩和）

(2) 輸出者、生産者又は輸入者自らが原産地証明書を作成する制度の導入（貿易手続の円滑化）

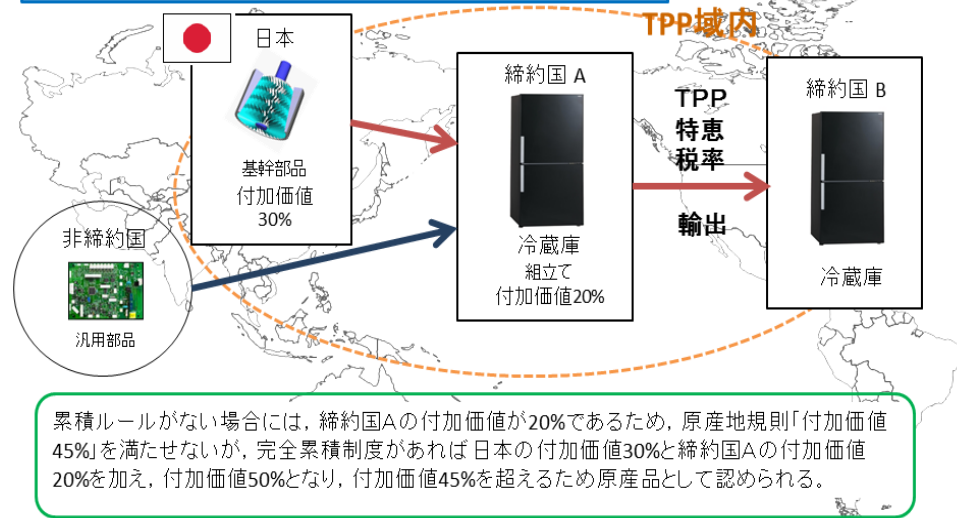
(3) 完全累積制度の実現

TPP協定においては、複数の締約国において付加価値・加工工程の足し上げを行い、原産性を判断する完全累積制度を採用。日本が締結済みのEPAにおいても、メキシコ、ペルー等で完全累積制度を採用している。

出所：内閣官房ホームページ「環太平洋パートナーシップEPA（TPPEPA）の概要」（内閣官房TPP政府対策本部作成資料）

（参考）「完全累積制度」概念図

（例）原産地規則が「付加価値45%」の場合（数値・図はイメージ）



(4) 広域FTA化による原産品輸送の容易化（立証負担の緩和）

二国間のFTAにおいては、製品の輸送の際に第三国を経由した場合には、当該貨物の原産性が維持されているか否かについて輸入国税関に対し立証する負担がある。一方で、TPPは全ての締約国を一つの領域とみなす広域FTAであり、全ての締約国の領域内を移動する限りにおいては、貨物の原産性が維持されることになる。

お問い合わせ、ご相談は…

EPA税率を適用するための『原産地規則』

- 原産地基準（原産品の基準（ルール））
- 手続き的要件（税関手続き）
 - ・・・など詳しくは、

大阪税関業務部原産地調査官

06-6576-3196

にお問い合わせください。

ありがとうございました。



研修後に
個別にご質問をお受けいたします。